

令和4年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

《全国版》

1. 法令等

- (1) 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します
(令和3年6月9日 国土交通省) 1
- (2) 事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します
(令和3年9月30日 国土交通省) 5
- (3) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
(令和3年10月1日 国土交通省) 8
- (4) 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について
(令和3年10月15日 国土交通省)13
- (5) 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示
について
(令和3年10月15日 国土交通省)14
- (6) 引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！
(令和3年12月10日 国土交通省)15
- (7) リスク軽減機能（ドライバー異常時対応システム）の要件を導入します
(令和4年1月7日 国土交通省)17
- (8) 大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！
(令和4年2月18日 国土交通省)22
- (9) 「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路運送車
両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政
令」を閣議決定
(令和4年5月17日 国土交通省)28
- (10) 道路運送車両法施行規則等の改正について
(令和4年5月20日 国土交通省)29
- (11) 自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します
(令和4年5月25日 国土交通省)35

2. 通達等

- (1) 「封印取付け委託要領」の一部改正について
(令和3年7月29日 国自情第96号の2)36
- (2) 常駐規制の緩和に伴う「封印取付け委託要領」の一部改正について
(令和3年7月29日 国自情第99号の2)46

(3)	「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）の一部改正について （令和3年9月1日 国自整第124号の3）……………	48
(4)	大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施等について （令和3年9月30日 国自安第88号の2、国自旅第250号の2、国自貨第57号の2、国自整第152号の2）……………	55
(5)	指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について （令和3年10月12日 国自整第169号）……………	67
(6)	自動車O S Sによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（協力依頼） （令和3年12月10日 国自情第242号の2、国自整第221号の2）……………	69
(7)	「封印取付け委託要領」の一部改正について （令和3年12月10日 国自情第245号の2）……………	75
(8)	「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について （令和3年12月10日 国自情第246号の2）……………	97
(9)	指定自動車整備事業における「自動車O S Sによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて （令和3年12月23日 国自整第227号の2）……………	108
(10)	自動車O S Sによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について （令和3年12月23日 事務連絡）……………	111
(11)	自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について （令和4年3月25日 国自整第304号）……………	112
(12)	「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）の一部改正について （令和4年3月28日 国自整第301号の3）……………	114
(13)	「[自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成13年4月6日付け国自技第50号）の一部改正について （令和4年3月）……………	123
(14)	「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について （令和4年3月31日 国自技環第199号の4）……………	128
(15)	「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について （令和4年3月31日 国自情第341号）……………	145
3. その他		
(1)	地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ （令和4年1月17日 事務連絡）……………	163

(2) 未認証行為は、法律違反です！！ （国土交通省）	165
(3) 「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検に関するよくある質問（OBD点検に関するQ&A）について （国土交通省）	166
(4) 技術情報管理に係る手数料改正（自動車機構に納付する400円）に関するQ&Aについて （国土交通省）	173
(5) 4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！ （令和4年3月18日 国土交通省）	177
(6) 特定整備認証の計画的な申請について （国土交通省）	178
(7) 重要なお知らせ！！タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ （国土交通省）	180

《全国版》

1. 法令等

(1) 車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年6月9日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

車両後退時の事故防止のための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）に関する国際基準等を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

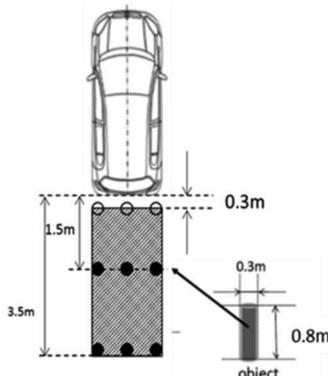
自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第158号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

- (1) 車両後退時における事故を防止するために、車両直後を確認できる装置の要件に適合する後退時車両直後確認装置（バックカメラ、検知システム又はミラー）を、自動車に備えなければならないこととする。
- (2) ハイブリッド自動車を含む電気自動車に対する電気安全対策を強化するため、①冠水走行等の水に対する暴露試験や、②電気システムに異常が発生した場合に運転者に対して警告する要件等を追加する。



装置に求められる確認範囲
(バックカメラの場合)



バックカメラの一例
(日産セレナ)

2. 公布・施行

公布：令和3年6月9日

施行：令和3年6月9日

ただし、1. (1)に係る部分は令和3年6月10日とする。

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 東海、野崎

電話 03-5253-8111 (内線 42532) 03-5253-8602 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野

電話 03-5253-8111 (内線 42313) 03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 182 回会合において、「後退時車両直後確認装置に係る協定規則（第 158 号）」が新たに採択された。

また、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「座席及び座席取付装置に係る協定規則（第 17 号）」、「四輪自動車の感電防止装置に係る協定規則（第 100 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 自動車（二輪自動車等を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において自動車の直後の状況を確認できる後退時車両直後確認装置を備えなければならないこととする。
- ② 乗用車等の座席の、衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験を導入し、及び静的試験の要件を強化する。
- ③ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く。）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加し、前面及び側面衝突試験時の要件を強化する。
- ④ 車載式燃料・電力消費等測定装置を搭載し、ライフタイム・瞬時ににおける燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しができなければならないこととする。

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、後退時車両直後確認装置の基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後退時車両直後確認装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 158 号に基づき認定された後退時車両直後確認装置を追加する。
- ③ 協定規則第 17 号等が改訂されたため、規則番号について変更を行う。

(4) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号が改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、後退時車両直後確認装置の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(6) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(1)①の改正について令和 4 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(7) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和 3 年 6 月 9 日

施 行：令和 3 年 6 月 9 日

ただし、2. (1)①、(3)①②、(4)及び(5)に係る部分は令和 3 年 6 月 10 日とする。

(2) 事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年9月30日
自動車局安全・環境基準課
自動車局審査・リコール課

事故時の車両情報を記録するための国際基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）に係る国連規則を国内の保安基準に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

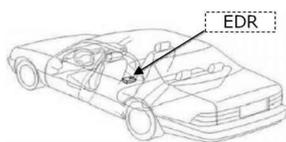
自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、「事故情報計測・記録装置に係る国連規則（第160号）」が国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されたこと等を踏まえ、我が国においてもこれらの規則を導入するとともに、改正された他の規則を保安基準に反映させることなどを目的として保安基準の改正等を行います。

なお、1.（1）及び（2）に関する国連規則策定においては、自動車局、交通安全環境研究所及び自動車基準認証国際化研究センターが、それら規則策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導してきたところです。

1. 保安基準等の主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR）を備えなければならないこととする。



<EDR の設置個所と本体>



<EDR の作動イメージ>

- (2) 乗用車等には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

2. 公布・施行

公布：令和3年9月30日

施行：令和3年9月30日

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課：山村、占部

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：小出、片野

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 183 回会合において、「事故情報計測・記録装置に係る協定規則（第 160 号）」が新たに採択された。また、「乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る協定規則（第 152 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないこととする。

【EDRの設置個所と本体】



【EDRの作動イメージ】



【記録内容】

記録情報の内容 (一部抜粋)	記録時間〔秒〕 (事故発生時を0秒とする)
①速度変化量	0～0.25
②車両表示速度	-5.0～0
③アクセル・ブレーキペダル踏込有無	-5.0～0
④シートベルト着用有無	-1.0
⑤衝突被害軽減ブレーキの作動状態※	-5.0～0

【適用日】

新型車※ : 令和 4 年 7 月 1 日

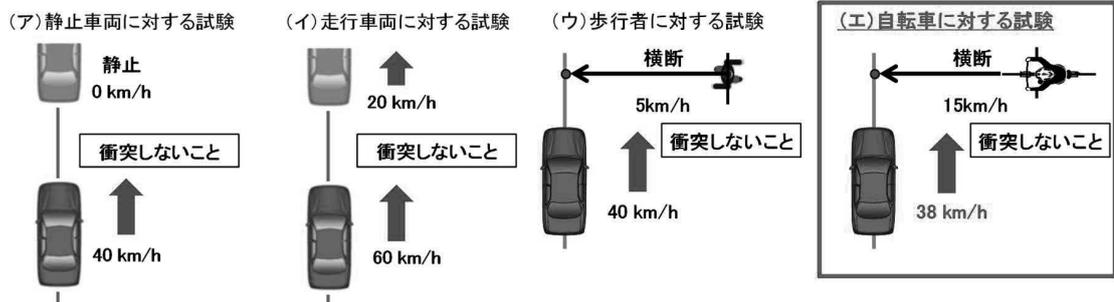
継続生産車 : 令和 8 年 7 月 1 日

※⑤については令和 6 年 7 月 1 日

(異なる国連規則発行日に併せ追って別途の告示改正が必要)

- ② 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 t 以下の貨物車には、対静止車両、対走行車両及び対歩行者の制動要件に加え、対自転車の制動要件に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【主な試験法】(今回(エ)を追加)



【適用日】 新型車：令和 6 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 1 日

- ③ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象に、車両総重量 3.5 t 超えのトラック及びトレーラ並びに乗車定員 10 人以上のバスを追加する。

【適用日】 新型車：令和 5 年 7 月 1 日 継続生産車：令和 7 年 7 月 1 日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、事故情報計測・記録装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、事故情報計測・記録装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 160 号に基づき認定された事故情報計測・記録装置を追加する。
- ③ 協定規則第 141 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、事故情報計測・記録装置の型式等について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 3 年 9 月 30 日

施 行：令和 3 年 9 月 30 日

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

～ 大型車の冬用タイヤ交換時期に向けて、車輪脱落事故防止対策を強化します ～

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、冬用タイヤ交換時の確実な作業の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施

平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」における車輪脱落事故防止対策として、大型車の車輪脱落防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめました。この緊急対策の確実な実施を図るため、本日より「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を行います。

【実施期間】令和3年10月1日～令和4年2月28日

【主な実施項目】

- 各地方運輸局が行う街頭検査における、大型車のホイール・ナットの緩みの確認
- 運送事業者、タイヤ販売業者、自動車整備事業者等の関係者に向けて、啓発チラシ（別紙1）を活用し確実な作業実施を依頼
- 自動車運送事業者による「大型車のホイール・ナットの緩みの総点検」を実施
- ホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検において、ホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施するよう啓発



街頭検査の様相（令和2年度）

2. 令和2年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況（詳細は、別紙2参照）

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

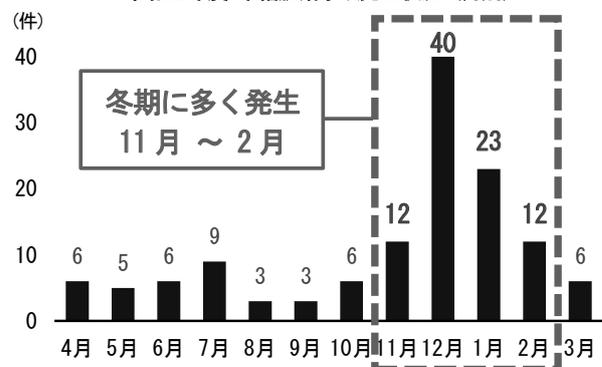
- 発生件数は131件（対前年度比19件増加）
- 冬期（11月～2月）に多く発生
- 特に東北地域で多く発生
- 車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- 車輪脱落箇所は左後輪に集中

<添付資料>

別紙1 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

別紙2 令和2年度 大型車の車輪脱落事故発生状況

令和2年度 車輪脱落事故発生状況（月別）

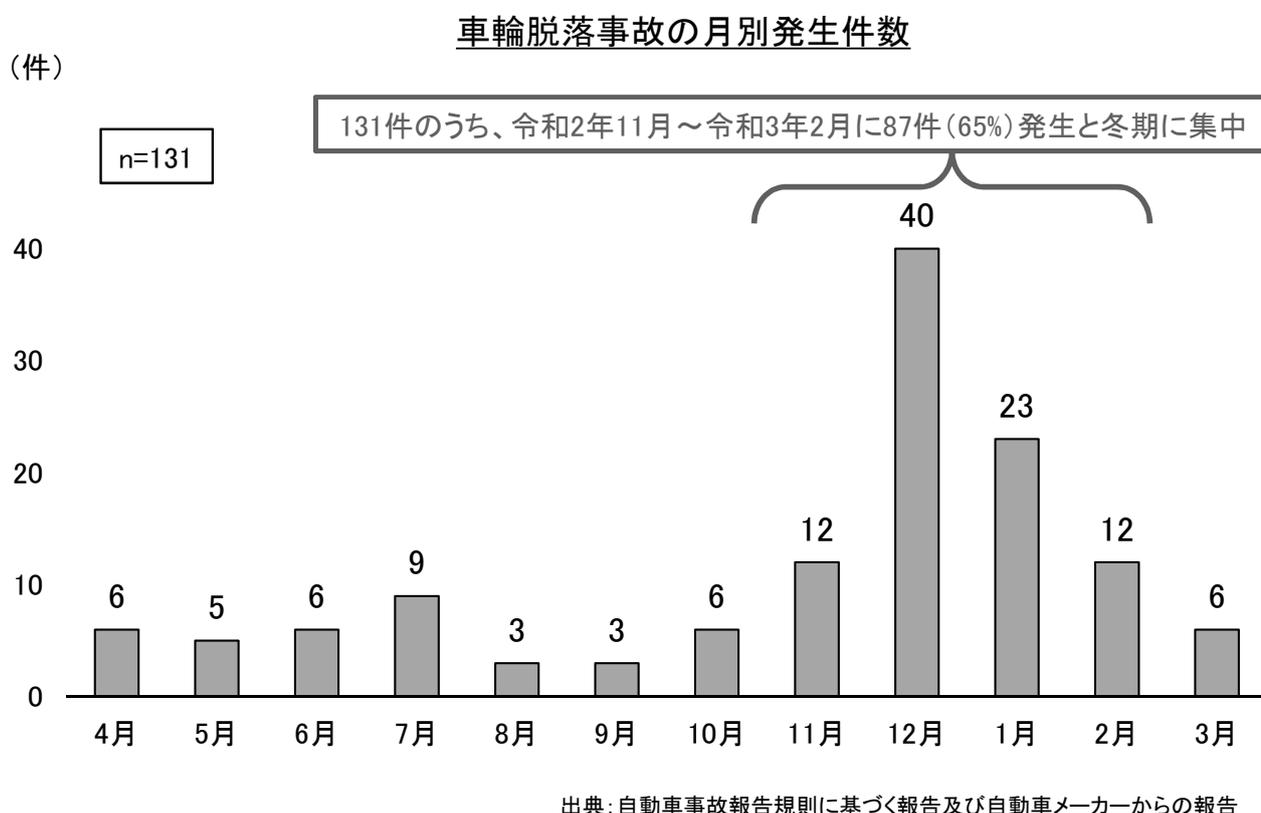
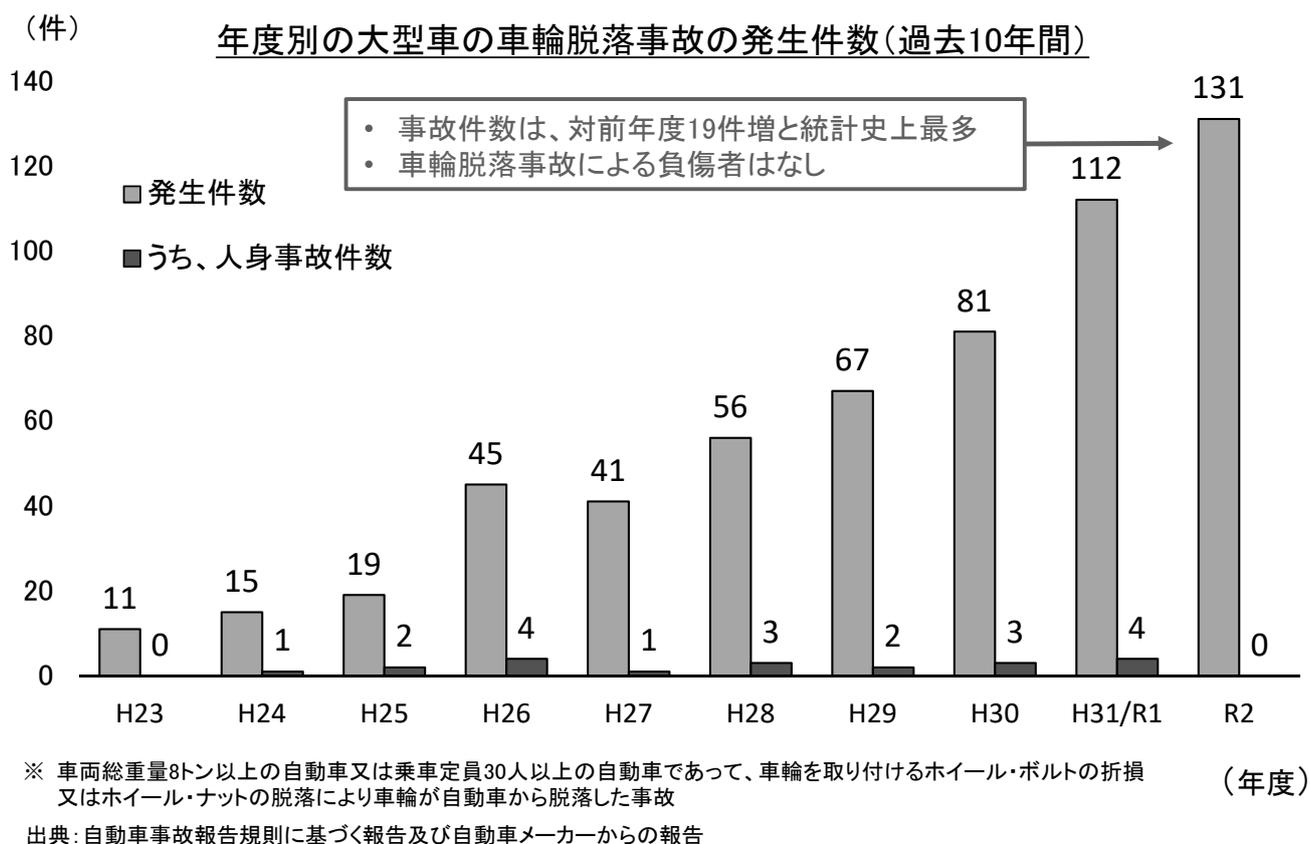


<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、宮坂、渡部

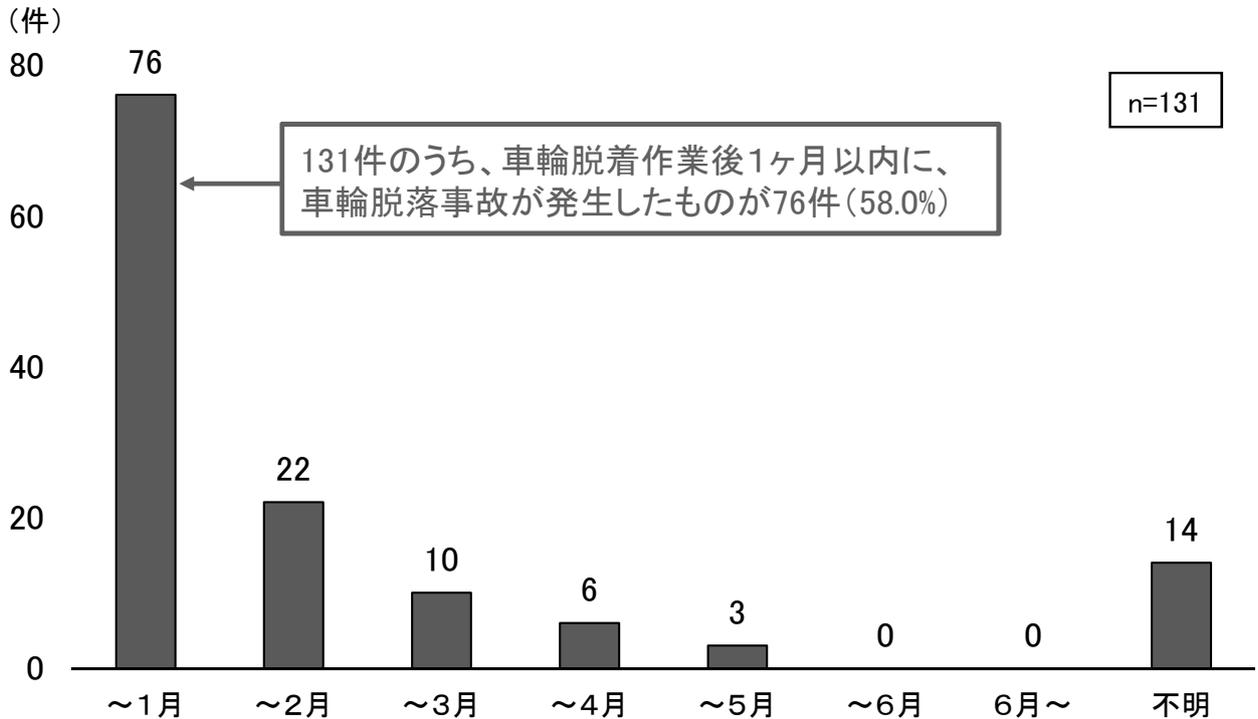
代表:03-5253-8111（内線：42412）、FAX:03-5253-1639

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）【別紙2】



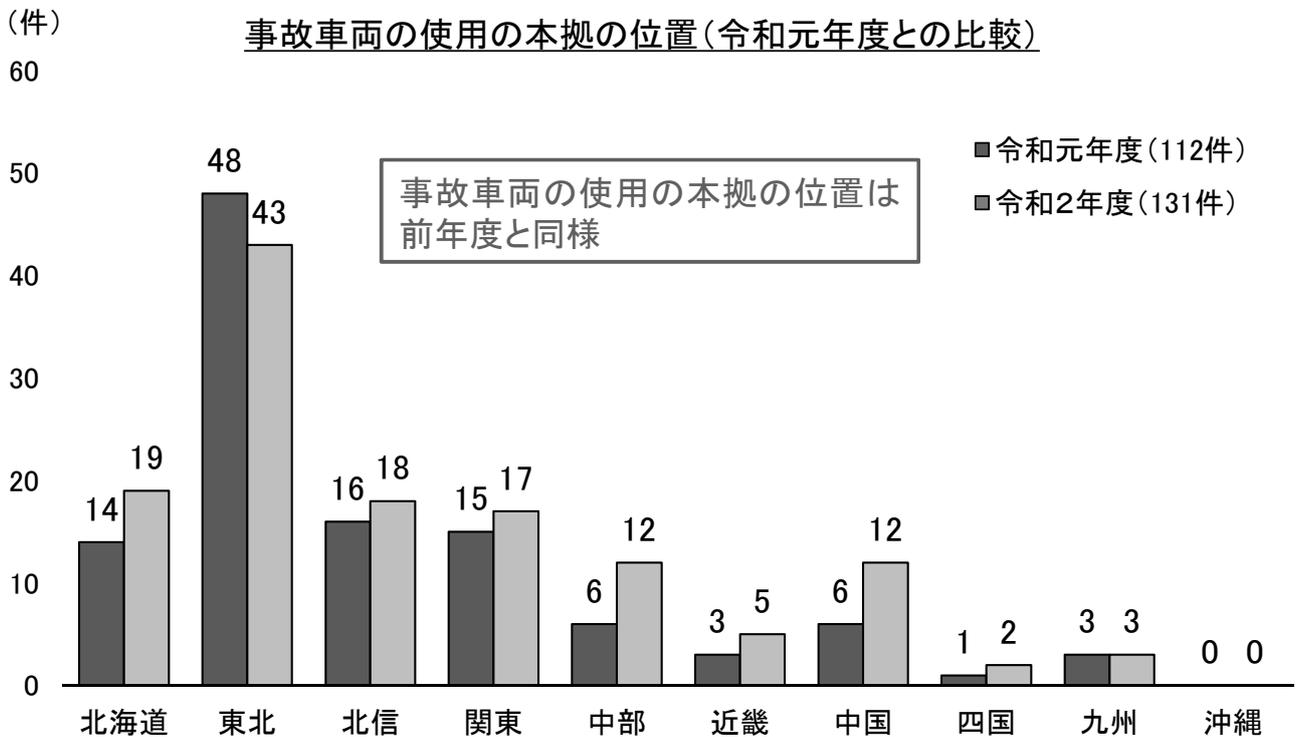
車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

車輪脱着作業から車輪脱落事故発生までの期間



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

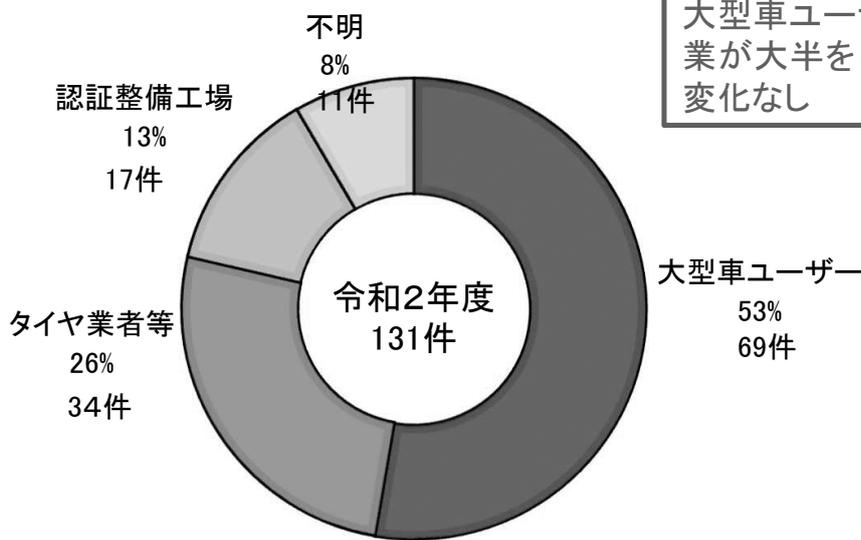
事故車両の使用の本拠の位置（令和元年度との比較）



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

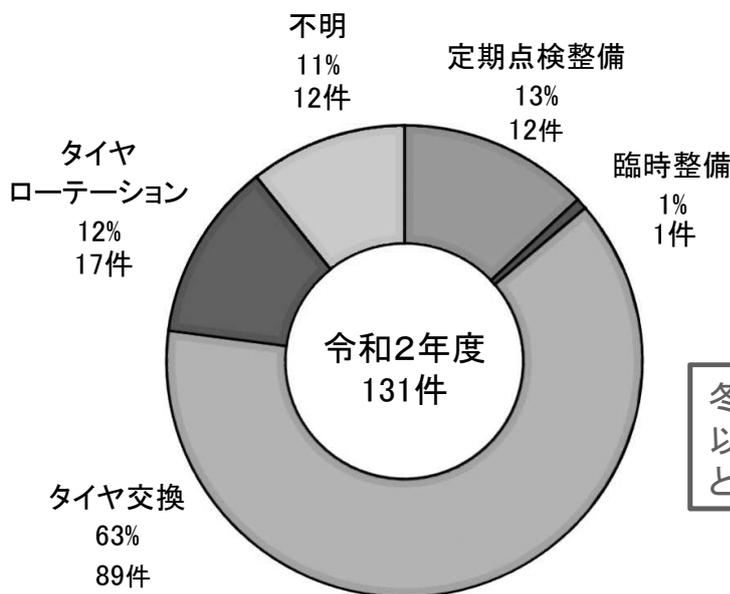
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業内容別



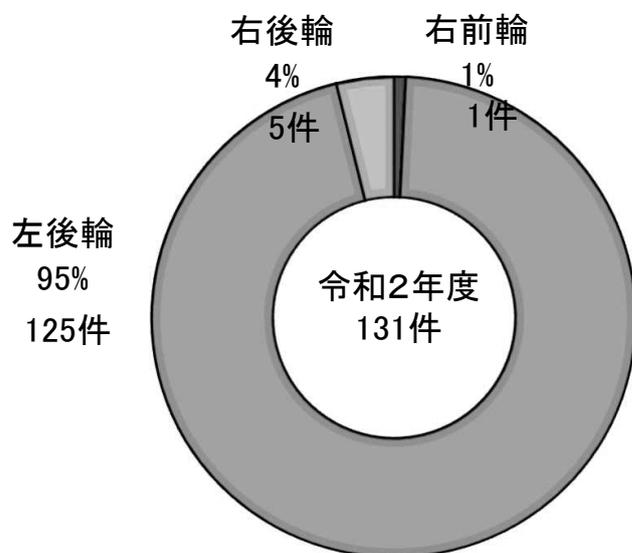
冬用タイヤ等への交換が半数以上を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

- ▶ タイヤ交換
 - ・ 通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・ 摩耗したタイヤの交換 など
- ▶ タイヤローテーション
 - ・ タイヤの摩耗が偏ることを防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

車輪脱落事故発生状況（令和2年度）

事故発生車両の車輪脱落箇所



左後輪の集中は、前年度と傾向に変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

左輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左輪タイヤが多く脱落する原因については、以下の可能性が考えられる。
 - ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
 - ・ 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
 - ・ 道路は中心部が高く作られていることが多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ボルトゆるみ等の異常が発生した場合には、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

(4) 指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととします。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要（省令）

(1) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第2条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第12条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第2及び第3号様式関係】

(2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）の一部改正

・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第13条関係】

(3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号）の一部改正

・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第7条、第8条及び第4号様式関係】

(4) 経過措置

- ①令和5年4月1日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。
- ②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：令和6年10月1日（ただし、2.（4）については令和5年4月1日）

- (5) 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

- ・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

(検査用スキャンツールの概要)

- ・ 自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・ 使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・ 自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・ 故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・ 検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：公布日

(6) 引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年12月10日
自動車局自動車情報課

引越時の車のナンバープレートの交換が次回車検時まで猶予可能に！

～来年（令和4年）1月4日より運用を開始します！～

国土交通省では、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を創設することとし、来年1月4日から運用を開始することといたします。

1. 特例措置の内容

① 特例の対象となる手続き

引越に伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（OSS）により行う手続きが対象となります。

※所有者と使用者が不同一の場合など一部の場合は本特例の対象外となります。

② 新旧車検証の郵送による交換

所有者は、OSSで変更登録を申請した後、15日以内に引越先の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送していただくと、運輸支局等から変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）を郵送にて交付します。

※旧車検証（写し）を送付いただいた場合は、新車検証受取り後、旧車検証（原本）を速やかに運輸支局等宛に郵送してください。

③ 新たなナンバープレートの交付等

所有者は、次回車検までに（車検時でも可）、管轄の運輸支局等の窓口提出していただくと、新車検証の備考欄から旧登録番号の記載を削除した車検証と登録事項等通知書を交付します。

これらを自動車登録番号標交付代行者の窓口提出していただくと、新しいナンバープレートが交付されます。その際、旧ナンバープレートは返納いただきます。

2. 本特例措置の運用開始日

令和4年1月4日（火）

※注意事項

- ・ 次回車検時までに新しいナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反に問われる場合があります。
- ・ 車検証（原本）の携帯がなければ運転することはできませんので、旧車検証郵送の際にはご注意ください。

【参考】自動車保有関係手続きのワンストップ・サービス（OSS）について

- ・ 申請ポータルサイト URL : <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html>
- ・ ヘルプデスク 電話 : 050-5540-2000（年末年始を除く平日で、8:30～17:00）

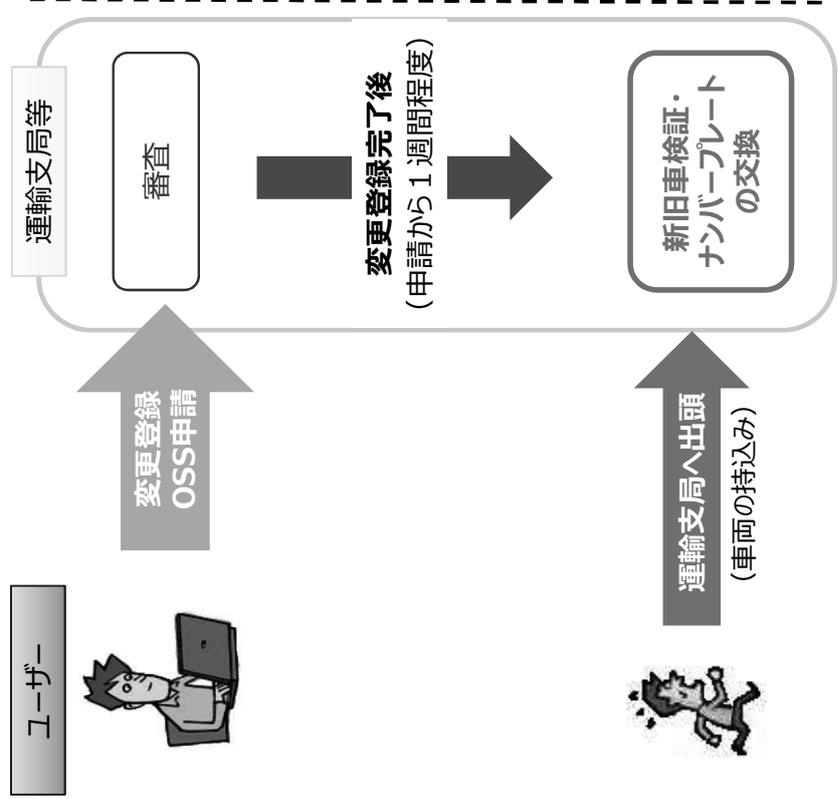
【お問い合わせ先】

自動車局自動車情報課 山浦、福室、本山
（代表）03-5253-8111（内線 42114、42118）
（直通）03-5253-8588

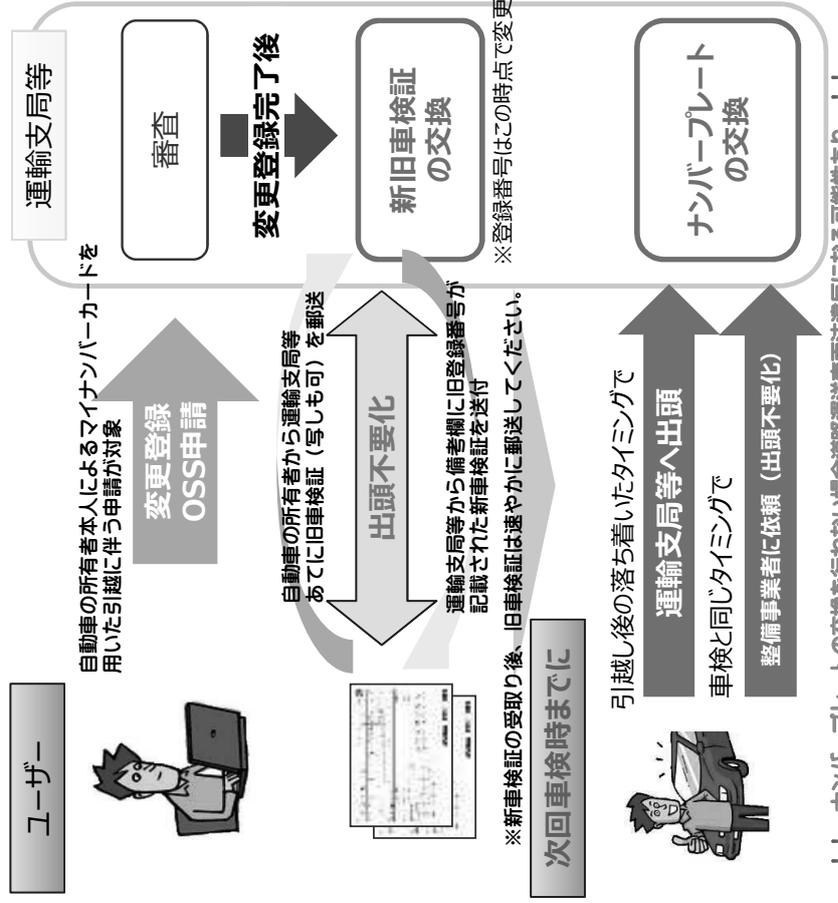
住所変更時のナンバープレート交換に関する特例の概要

- 政府全体で推進している引越時の負担軽減の一環として、**引越時の個人による変更登録OSS申請**の場合に、**変更登録に伴うナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設**。
- **令和4年1月4日から運用開始（特例を受けるかどうかは選択制）**。

< 通常 >



< 特例 >



！！ ナンバープレートの交換を行わない場合運送法違反となる可能性あり！！

(7) リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します

リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)の要件を導入します
～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

リスク軽減機能(ドライバー異常時対応システム)に関する国連規則を国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、リスク軽減機能の性能要件を追加する国連規則の改正が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された国連規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。この国連規則は、我が国が平成28年に世界で初めてこのような機能について要件化したガイドラインをベースに策定されています。

1. 主な改正項目 (詳細は別紙参照)

- (1) 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車(二輪自動車及び特殊な自動車を除く。)について、国連規則第79号の要件を適用する。



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s²以下】
～～車線変更機能付き～～
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

<リスク軽減機能の作動イメージ>

- (2) 重量車の燃費試験法として、より走行実態に即した燃費値を測定するため、新たに JH25 モード法を定める。

2. 公布・施行

公布 : 令和4年1月7日
施行 : 令和4年1月7日

問い合わせ先

自動車局 安全・環境基準課 : 【1. (1) 関係】 山村、辰野
【1. (2) 関係】 谷倉、大江

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)、FAX 03-5253-1639
自動車局 審査・リコール課 : 小出、片野
電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)、FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「国連規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP29」という。）第 184 回会合において、「かじ取装置に係る国連規則（第 79 号）」、「水素燃料自動車の安全基準に係る国連規則（第 134 号）」等の改訂が採択された。

これらの状況等を踏まえ、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 装置型式指定規則の一部改正

国連規則第 79 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(2) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 運転者が無反応状態になった場合に、自動で安全に停止や操舵する緊急機能を備える自動車（※ 1）について、国連規則第 79 号の要件を適用する。

【作動イメージ・要件例】



<作動例【要件例】>

- ① 運転者をモニタリングして運転者の状態を検知【手動作動開始も可】
- ② 運転者に警報を発報【少なくとも作動開始5秒前】
- ③ 運転者の介入がない場合車両を減速し停止【減速度 = 4 m/s²以下】
~~車線変更機能付き~~
- ④ 車線変更先の車線の安全が確認された場合車線変更【周辺検知機能装備】
- ⑤ 車線変更完了後、道路脇に停止【方向指示器とハザードの切り替え】

【バス車両の追加要件】

- ・ リスク軽減機能を手動で作動させる手段を装備している場合、乗員に当該機能が作動していることを表示すること。
- ・ 作動開始前に乗員に対し聴覚及び視覚により警報すること。

運転者用非常停止ボタン



乗客用非常停止ボタンと警報イメージ



【適用日】

- 新型車 : 令和 5 年 9 月 1 日
継続生産車 : 令和 7 年 9 月 1 日

- ② 圧縮水素ガスを燃料とする重量車（※ 2）には、事故時の消防・救急活動等の際に、当該車を識別する目的として、国連規則第 134 号に規定されたラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないこととする。

【適用日】 新型車 : 令和 4 年 9 月 1 日 継続生産車 : 令和 6 年 9 月 1 日

- ③ 重量車（※ 2）の燃費試験法として、新たに JH25 モード法（※ 3）を定める。

※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

※2 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5 t を超える自動車に限る。

※3 より走行実態に即した燃費値を測定するため、従来の燃費試験法から以下の点を変更する。

(1) エンジン試験時の測定点数（トルクと回転数に応じた燃費の測定条件）の追加

(2) 空気抵抗、転がり抵抗の実測値の反映

(3) 走行実態に応じた都市間走行比率、積載・乗車比率の見直し

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(2)①の改正について令和 5 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 4 年 1 月 7 日

施 行：令和 4 年 1 月 7 日

国連の車両等の型式認定相互承認協定(1958年協定)の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」(以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。)である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

令和4年(2022年)1月現在、56か国、1地域が加入。

日本は、平成10年(1998年)11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合(EU)、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ、アルメニア、ナイジェリア、パキスタン

(下線はEU加盟国、□はアジア諸国)

3. 基準の制定・改訂

- (1) 協定に基づく規則(以下、「国連規則」という。)は、国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ、中国等が参加している。
- (2) 令和4年(2022年)1月現在、装置ごとに165の国連規則(基準)が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

- (1) 協定締約国は、国内で採用する国連規則を選択する。
- (2) 協定締約国は、採用した国連規則について、当該国連規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク(E₄₃:日本の場合)と認定番号を与える。
- (3) 認定を取得した装置については、当該国連規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は令和4年(2022年)1月現在、乗用車の制動装置、警音器等の99の国連規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

令和4年1月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
0	国際的な車両認証制度	56	前照灯(モペッド)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
1	前照灯	57	前照灯(二輪車)	114	後付エアバック
2	前照灯白熱球	58	突入防止装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
3	反射器	59	交換用消音器	116	盗難防止装置
4	後部番号灯	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	117	タイヤ単体騒音
5	シールドビーム前照灯	61	外部突起(商用車)	118	バス内装難燃化
6	方向指示器	62	施錠装置(二輪車)	119	コーナリングランプ
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	63	騒音(モペッド)	120	ノロード馬力測定法
8	ハロゲン前照灯	64	応急用予備走行装置	121	コントロール・テルテル
9	騒音(三輪車)	65	特殊警告灯	122	ヒーティングシステム規則
10	電波妨害抑制装置	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	123	配光可変型前照灯
11	ドアラッチ及びヒンジ	67	LPG車用装置	124	乗用車ホイール
12	ステアリング機構	68	最高速度測定法	125	直接視界
13	制動装置	69	低速車の後部表示板	126	客室と荷室の仕切り
13H	制動装置(乗用車)	70	大型車後部反射器	127	歩行者保護
14	シートベルト・アンカレッジ	71	農耕用トラクタの視界	128	LED光源
15	排出ガス規制	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	129	新幼児拘束装置
16	シートベルト	73	大型車側面保護	130	車線逸脱警報装置
17	シート及びシートアンカー	74	灯火器の取付(モペッド)	131	衝突被害軽減制動制御装置
18	施錠装置(四輪車)	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	132	排ガスレトロフィット
19	前部霧灯	76	前照灯(モペッド)	133	リサイクル
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	77	駐車灯	134	水素燃料電池自動車
21	内部突起	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	135	ポール側面衝突時の乗員保護
22	ヘルメット及びバイザー	79	かじ取装置	136	電気自動車(二輪車)
23	後退灯	80	シート(大型車)	137	フルラップ前突時乗員保護
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	81	後写鏡(二輪車)	138	車両接近通報装置
25	ヘッドレスト	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
26	外部突起(乗用車)	83	燃料要件別排出ガス規制	140	ESC(横滑り防止装置)
27	停止表示器材	84	燃費測定法	141	タイヤ空気圧監視装置
28	警音器	85	馬力測定法	142	タイヤ取付
29	商用車運転席乗員の保護	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	143	重量デュアルエンジンのレトロフィットシステム
30	タイヤ(乗用車)	87	デイトイムランニングランプ	144	事故自動緊急通報装置
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	145	年少者用補助乗車装置取付具
32	後部衝突における車両挙動	89	速度制限装置	146	水素燃料電池自動車(二輪車)
33	前方衝突における車両挙動	90	交換用ブレーキライニング	147	連結装置(農耕用)
34	車両火災の防止	91	側方灯	148	信号灯火に係る規則
35	フットコントロール類の配列	92	交換用消音器(二輪車)	149	照射灯火に係る規則
36	バスの構造	93	フロントアンダーランププロテクタ	150	反射器に係る規則
37	白熱電球	94	オフセット前突時乗員保護	151	側方衝突警報装置
38	後部霧灯	95	側突時乗員保護	152	衝突被害軽減制動制御装置
39	スピードメーター	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)	153	後面衝突における燃料漏れ及び電気安全
40	排出ガス規制(二輪車)	97	警報装置及びイモビライザ	154	軽・中量車の世界統一排出ガス測定法
41	騒音(二輪車)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)	155	サイバーセキュリティ
42	バンパー	99	ガスディスチャージ光源	156	ソフトウェアアップデート
43	窓ガラス	100	電気自動車	157	自動車線維持機能
44	幼児拘束装置	101	乗用車のCO2排出量と燃費	158	後退時車両直後確認装置
45	ヘッドランプ・クリーナー	102	連結装置	159	低速走行時前方衝突警報装置
46	後写鏡	103	交換用触媒	160	事故情報計測・記録装置
47	排出ガス規制(モペッド)	104	大型車用反射材	161	施錠装置
48	灯火器の取付け	105	危険物輸送車両構造	162	イモビライザ
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	106	タイヤ(農耕用トラクタ)	163	盗難発生警報装置
50	灯火器(二輪車、モペッド)	107	二階建てバスの構造		
51	騒音	108	再生タイヤ		
52	小型バスの構造	109	再生タイヤ(商用車)		
53	灯火器の取付け(二輪車)	110	CNG・LNG自動車		
54	タイヤ(商用車)	111	タンク自動車のロールオーバー		
55	車両用連結装置	112	非対称配光型ヘッドランプの配光		

採用済

(8) 大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年2月18日
自動車局整備課

大型車のタイヤ脱着時はホイール・ナットの点検・整備にご注意！

～大型車の車輪脱落事故防止に向けて～

「自動車の点検及び整備に関する手引き」に、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの点検・整備方法について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、適切な点検・整備がなされていない事案が散見されています。

大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。

なお、事故防止対策をさらに進めるため、検討会を設置し、事故要因のさらなる調査・分析等を行います。

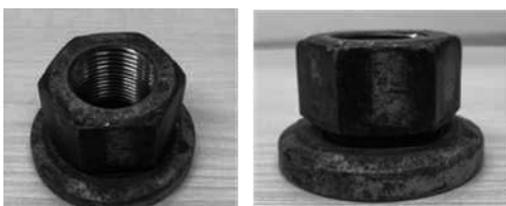
大型車の車輪脱落事故は、大事故に繋がりがねない大変危険なものです。

国土交通省では関係機関と連携し、大型車のタイヤ交換作業の徹底に係る周知・啓発活動や、街頭検査においてホイール・ナットの緩みの確認を行う等、各種事故防止対策に取り組んでいるところです。しかしながら、大型車の車輪脱落事故は依然として発生しており、令和2年度は131件、令和3年度は令和4年1月末までに107件（速報値）（令和2年度は同月末までに113件）の報告を受けています。

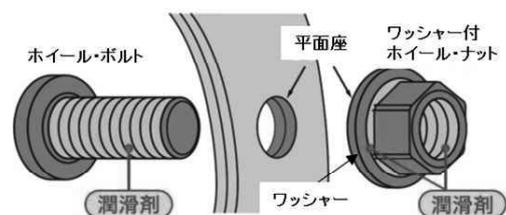
「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について規定されていますが、最近の大型車の車輪脱落事故において、これらの点検・整備が適切に行われていない事案が散見されています。

円滑に回らないホイール・ナットを使用してタイヤを取り付けると、ナットが本来あるべき位置まで締まらず、十分な締結力が得られないため、走行中にナットが緩み車輪が脱落するおそれがあります。

このため、大型車のタイヤを脱着する際は、ホイール・ナットを清掃した上で、ナットとワッシャーの間を含めて適切に潤滑剤を塗布するとともに、劣化したホイール・ナットは必ず交換をお願いします。



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット



潤滑剤の塗布箇所

また、大型車の車輪脱落事故防止対策をさらに進めるため、今般「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、ホイール・ナットに係る要因を含め、車輪脱落事故の要因のさらなる調査・分析等を行います。

別紙 1 大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備

別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ

別紙 3 第 1 回大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、宮坂
Tel.03-5253-8111 (内線 42412, 42413)

大型車のタイヤ脱着時のホイール・ナットの適切な点検・整備

別紙1

(ホイール・ナットにワッシャーが付いている場合(ISO方式)を例として図示)

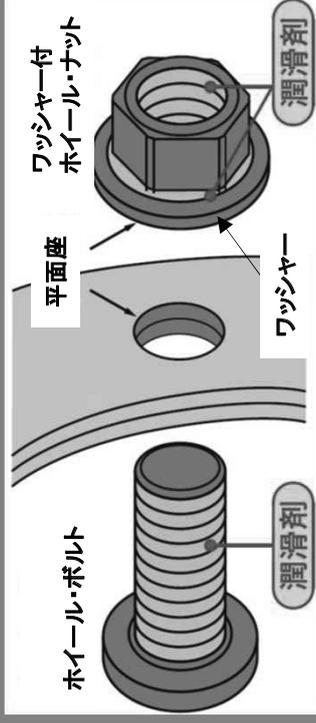
車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット



- ①潤滑剤が塗布されていない。
(特に、ナットとワッシャーの間)
- ②ワッシャーがスムーズに回転しない。

適切な点検・整備

- ①ホイール・ボルト、ナットを清掃の上、必ず潤滑剤を塗って下さい。
- ②①の作業を行っても、ワッシャーがスムーズに回転しない場合には、交換して下さい。潤滑剤の塗布箇所



注意: ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を
忘れずに塗布して下さい。

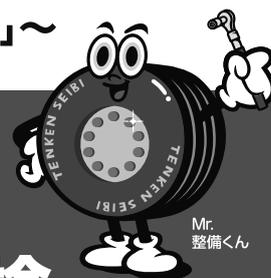
ホイール・ボルト、ナットが適切に清掃されていなかったり、潤滑剤が塗布されていないとナットを締めても、十分な締付力が得られず、ナットが緩む原因となります。

そのほか、大型車のタイヤ取付時に気を付けるべき点は、「大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ」をご確認下さい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意!

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



お

とさない!
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

ち

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂!

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに!

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用!

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検!

ホイールナットの緩み点検/
インジケータの正しい使用
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケータ装着による点検がより効果的です。



詳しくは、
こちらから!



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

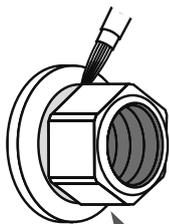


注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について ISO方式

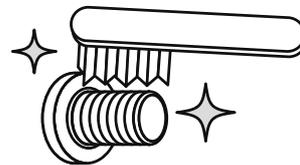
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



第 1 回 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

- 構成員(案) : 伊藤 紳一郎 独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所
山口 泉 一般財団法人日本自動車研究所 自動走行研究部
次長
- 関根 明年 一般社団法人日本自動車工業会 大型車車輪脱落事故
防止分科会 分科会長
- 荻原 正吾 公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部
調査役
- 田中 宏 公益社団法人日本バス協会 技術安全部長
- 志村 祐二 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 事業部長
- 柳川 学 全国タイヤ商工協同組合連合会 所属員
- 久野 信一 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 タイヤ検査・
事故防止部会 部会長
- 清水 勝巳 一般社団法人日本自動車機械器具工業会工具分科会員

(敬称略・順不同)

- 事務局 : 国土交通省 自動車局 整備課
- 検討内容 : 大型車の車輪脱落事故の調査、分析
大型車のタイヤ交換作業等の実態調査
海外における大型車の車輪脱落事故の発生状況調査
大型車の車輪脱落防止対策の検討
- 日時 : 令和 4 年 2 月 2 4 日 (木) 1 0 時
- 開催方式 : WEB 会議方式
- 取材等 : 会議は非公開ですが、冒頭のみ WEB 傍聴が可能です。傍聴人数に限り
があるため、各社 1 名に限定させていただくとともに、傍聴人数が上
限に達した場合は先着順とします。WEB 視聴を希望される方は、2 月 2
2 日 (火) 1 2 時まで以下の送付先にメールにて名刺のスキヤンデ
ータを添付してご連絡ください。期日までにご連絡頂いた方に WEB 会
議の URL を送付致します。

(送付先) hqt-g_tpb_seb3@gxb.mlit.go.jp

- (9) 「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を閣議決定

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年5月17日

自動車局

自動車情報課・整備課

「道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を閣議決定

令和元年5月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び当該施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号。以下「改正法」という。）が公布され、自動車検査証を電子化することや、自動車検査証に有効期間等を記録する事務等について国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託すること等ができることとなりました（以下「記録等事務委託制度」という。）。これに伴い、改正法の施行期日等を定める等の関係政令の整備を行います。

2. 概要

（1）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

記録等事務委託制度の準備行為に係る施行期日は、令和4年5月23日とし、自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度に係る施行期日は、令和5年1月1日とします。

（2）道路運送車両法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

①道路運送車両法施行令

記録等事務委託制度の創設に伴い、当該委託に係る国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任します。

②自動車登録令

自動車検査証の電子化に伴い、現行、自動車登録検査情報処理システムからの出力方法に、「電磁的方法」を加えます。

③その他

改正法における用語の見直しに伴い、関係政令について所要の改正を行います。

④経過措置

軽自動車における自動車検査証の電子化等に係る経過措置の期限を、令和5年12月31日とします。

3. スケジュール

公布：令和4年5月20日（金）

施行：令和4年5月23日（月）（記録等事務委託制度の準備行為関係）

令和5年1月1日（日）（自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林、03-5253-8111（内線 42114）

令和4年5月20日
自動車局
自動車情報課・整備課

道路運送車両法施行規則等の改正について

～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～

電子化された自動車検査証(以下「電子車検証」という。)の券面記載事項やICタグの記録事項、記録等事務の委託手続等を定めた道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が本日公布されました。

1 背景

令和元年5月に道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号。以下「改正法」という。)により、令和5年1月から自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務(以下「特定記録等事務」という。)及び自動車検査証の変更記録に関する事務(以下「特定変更記録事務」という。)を国土交通大臣が一定の要件を備える者に委託する制度(以下「記録等事務委託制度」という。)が創設されました。改正法の施行に伴い、電子車検証の記載事項等や記録等事務の委託手続等を定めました。【別紙1】

2 概要

(1) 電子車検証の記載事項等【別紙2～4】

電子車検証の券面には、継続検査や変更登録等の影響を受けない基礎的情報が記載されます。一方、ICタグの記録事項は、自動車検査証の有効期間、所有者の氏名・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置等となります。ICタグの記録情報の書き換えのみの場合(継続検査等の申請がオンラインの場合に限る。)、運輸支局等へ出頭を不要とすることが可能になります。

※ 自動車検査証の電子化とあわせて、ICタグに記録された車検証情報をスマートフォンやパソコンで閲覧あるいはPDF等で出力できるよう、令和5年1月より「車検証閲覧アプリ」を提供します。「車検証閲覧アプリ」をインストールしたユーザーに対しては、自動車検査証の有効期間の更新時期をお知らせするサービス等を提供する予定です。

(2) 記録等事務の委託手続等【別紙5】

特定記録等事務等の委託を受けようとする者は、申請書等を運輸支局長等に提出すること、記録等事務代行者の要件、運輸支局長等から自動車検査証への記録等に必要事項の通知、通知を受けた記録等事務代行者が講じる措置等を規定しています。

3 スケジュール

公布：令和4年5月20日(金)

施行：令和4年5月23日(月)(記録等事務の委託申請受付開始)

令和5年1月1日(日)(自動車検査証の電子化及び記録等事務委託制度関係)

【問い合わせ先】

- 自動車検査証の記載事項及び特定記録等事務(継続検査)の委託について
国土交通省自動車局整備課 姉川、野村 03-5253-8111(内線 42424)
- 特定変更記録事務(変更登録)の委託について
国土交通省自動車局自動車情報課 道祖土、高橋、林 03-5253-8111(内線 42114)

【別紙1】電子車検証・記録等事務委託制度

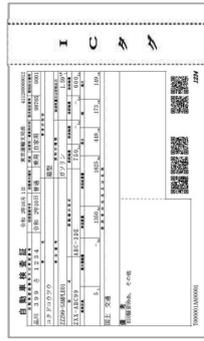
○ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者、行政書士等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。なお、軽自動車については令和6年1月より導入予定。

○ これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

1. 自動車検査証のICカード化



現行



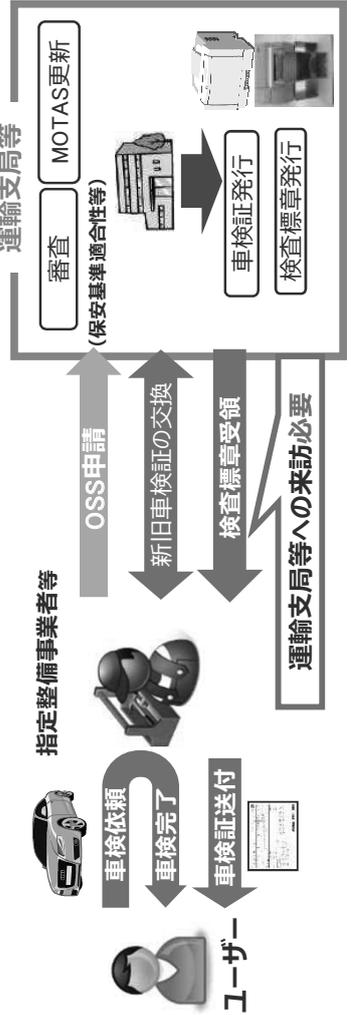
【表面（イメージ）】



【裏面（イメージ）】

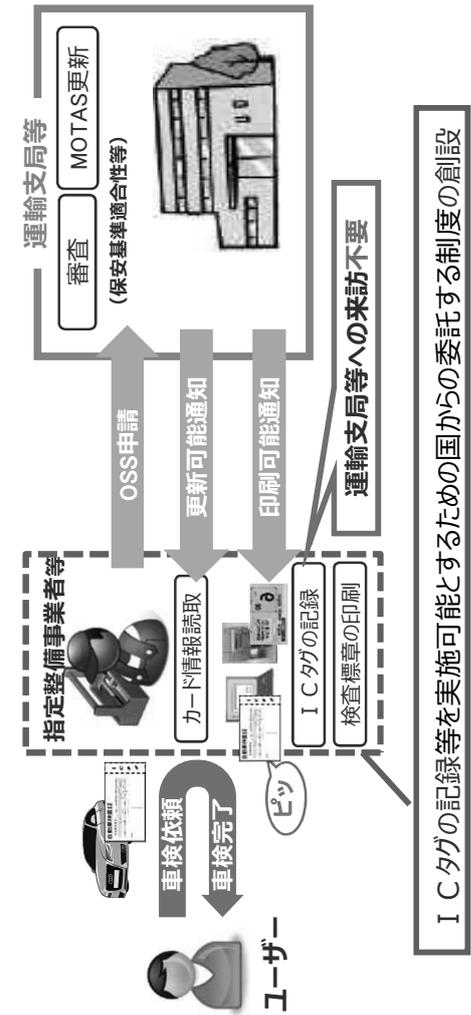
電子化後

現行



2. ICタグの記録等事務の委託

電子化後



ICタグの記録等を実施可能とするための国からの委託する制度の創設

【別紙2】電子車検証の仕様

自動車検査証		令和 2年10月 1日	東京運輸支局長	411200000012
自動車検査番号又は車庫番号	品川 399 さ 1234	初年度登録年月	令和 2年10月 普通	自動車の種類
車名	乗用 自家用	型式指定番号	98765	類別区分番号
コクドコウツウ				0001
車台番号	ZZZ99-SAMPLE01	箱型	ガソリン	燃料の種類
型式	ZXX-ABC99	原動機の種類	ABC-3DE	総排気量は定格出力
乗員定員	5人	最大積載量	750kg	1.59kW
		全長	448cm	後部軸重
		全幅	173cm	600kg
		全高	149cm	
国土交通		使用者の氏名又は名称		
備考	H10騒音99db, その他			

T0000011A000001

1234

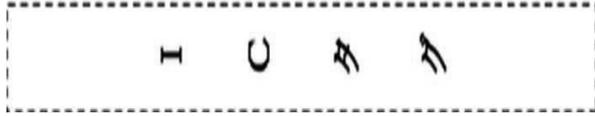
【台紙】

寸法：縦105mm、横177.8mm
(7インチ)

紙厚：150μm (四六判110kg)

【ICタグ】

通信規格：ISO/IEC14443 TypeA



I C タ グ

自動車使用者の皆様へ

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携帯してください。
2. 検査証は、有効期間の満了する日の1か月前(欄)に使用の実際の位置を有する自動車にあっては、2か月前)から交付先(宛)まで、余裕を持って送付するようしてください。
3. 自動車検査証の記載事項(氏名、住所、氏名等)に変更があったときは、手続が必要ですが、利用の通知を運転手等に必要となる場合は、各都道府県の運転手等には必ず行なってください。
4. 自動車検査証に記載されていない情報(所有者、有効期間の満了する日等)は、車検受検業務時にお問い合わせいただけます。
5. 自動車検査証ICタグ情報の読み取り方法など、自動車検査証電子化の詳細は国土交通省ホームページからご確認ください。
6. 自動車の検査は、国が定める基準への適合性を一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を確保するものではありません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも点検整備(日常点検整備・定期点検整備)は必ず実施しましょう。
7. 自動車不具合情報ポータル(右記参照)に情報をお寄せください。

* 交付された自動車検査証が申請された登録事項または後述事項と相違していないことを車検受検業務時に確認してください。もし相違しているときは、ただちに申し出てください。

記入欄

①車検受検業務アプリのダウンロードはこちら

②右記QRコードを読み取り、お使いのスマートフォン/タブレットからダウンロードしてください。

- ・スマートフォン/Apple StoreまたはGoogle play
- ・PC : Microsoft store

③自動車不具合情報ホームページはこちら

ホームページURL:
www.mlit.go.jp/ai/

自動車不具合

検索

＜券面記載事項＞

- 自動車登録番号 / 車両番号
- 車名・型式
- 車体の形状
- 家用・事業用の別
- 軸重（前前・前後・後前・後後）
- 車台番号
- 型式
- 原動機の型式
- 用途
- 初度登録年月 / 初度検査年月
- 交付年月日
- 自動車の種別
- 燃料の種類
- 乗車定員 / 最大積載量
- 車両識別符号（車両ID）※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与
- 使用者の氏名又は名称
- 長さ / 幅 / 高さ
- 総排気量又は定格出力
- 車両重量 / 車両総重量

備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの

- 牽引重量又は第五輪荷重
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨
- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨
- 牽引自動車である旨
- 被牽引自動車である旨
- 保安上の技術基準についての制限の内容（乗車定員等の制限）
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- タンク自動車の積載物品名
- 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 貸渡自動車（ワンウェイ方式）である旨
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

＜券面非表示事項（ICタグのみ）＞

現行の車検証情報はICタグに全て記録
汎用のカードリーダーで読取可能（読取機能付きスマートフォンにも対応）

- 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 所有者の住所
- 使用の本拠の位置
- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

【別紙4】車検証閲覧アプリの概要

- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力（PDF等）や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月～	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要

自動車ユーザー

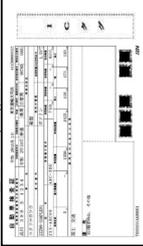
○ 車検証閲覧アプリをインストール

車検証閲覧アプリの機能

- ・車検証情報の閲覧
- ・車検証情報ファイルの出力
- ・リコール情報等の確認 …



電子車検証



① 「車検証閲覧アプリ」の提供

② 車検証有効期間更新時期の通知

！ 通知！

あなたのお車「品川300お1234」の車検の有効期間が近づいています。
(有効期間**年**月**日)

国土交通省

【別紙5】記録等事務の委託手続

1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務（改正法第74条の5）	特定変更記録事務（改正法第74条の6）
(1) 対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ（例：所有者の氏名・住所）)
(2) 申請方式	電子申請（OSS申請）	窓口申請は対象外

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

- (1) 申請先：運輸監理部長又は運輸支局長（軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会）
- (2) 委託要件

① 当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、（一社）日本自動車販売協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会、（一社）全国軽自動車協会連合会（検査対象軽自動車のみ）、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

② 適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録事務責任者の選任 等

③ 必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ（市販レーザープリンタ又はインクジェットプリンタ（純正顔料インク）、個人を認証するもの（マイナンバーカード又はgbizID）、ICカードリーダー・ライター、セキュリティ対策、盗難防止措置 等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

令和4年5月25日
自動車局整備課

自動車技術の進化に対応する自動車整備士の育成を促進します
～自動車整備士技能検定規則の一部改正について～

自動車技術の進化に対応するため、一級自動車整備士（総合）をはじめとした電子制御の内容を含む資格を設定するなど、自動車整備士の資格体系や養成課程を見直します。

1. 改正概要

(1) 資格体系の改正

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)	➔	一級自動車整備士 (総合) (※)
	一級小型自動車整備士 (※)		一級自動車整備士 (二輪)
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	➔	二級自動車整備士 (総合) (※)
	二級ジーゼル自動車整備士		二級自動車整備士 (二輪)
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	➔	三級自動車整備士 (総合)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		三級自動車整備士 (二輪)
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	➔	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士		自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体整備士		自動車車体・電子制御装置整備士 (※)

(2) その他の改正

- ① 一級の自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。
- ② 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業した者と同様に、受験に必要な実務経験年数を短縮する。
- ③ その他、関係する規定について、所要の改正を行う。

2. スケジュール

公布：令和4年5月25日

施行：令和4年5月25日（（2）②）

※施行日以降に実施する試験について、適用する

令和9年1月1日（（2）②以外）

※新たな自動車整備士技能検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する
（最短で令和9年3月（一級の試験は令和10年3月））

【問い合わせ先】

自動車局整備課 高久、佐藤、明石 （代表）：03-5253-8111（内線 42414、42415）

2. 通達等

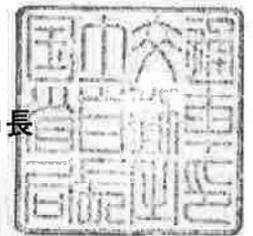
(1) 「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第96号の2

令和3年7月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）
第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」とい
う。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の
定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定
めるところによる。

- (1) 受託者 封印取付け委託を受けた者
- (2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者
- (3) 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業
とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。
 - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規
登録を受ける場合
 - イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に
代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定
自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出
により新規登録を受ける場合
 - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動
車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40
条による提示をしたものを除く。）に限る。）
 - エ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第
4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
- (4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車
の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の
場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
 - ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車
の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受け
る場合
 - イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動
車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40
条による提示をしたものを除く。）に限る。）
 - ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4
項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。
- (5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）第15条に規定され
る行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が運輸監理部、運

輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動車について、以下の場合に必要な封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合（事業場）

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。

（委託に当たっての考慮事項）

第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

（1）封印取付け責任者

受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

（2）事業場

受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。

（3）施封センター方式

乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

（4）巡回施封方式

丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

（5）出張封印方式

受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3条の保管場所を言う。以下同じ。）等において行うことが出来るものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならない。

（封印取付け受託者準則）

第5条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

（封印取付け委託書）

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指

定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
自動車登録業務に十分精通した行政書士	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業
指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業
車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法

人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条（5）の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附則

（施行期日）

第1条 本通達は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取

付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	
<p>道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">運輸支局長 印</p>	

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合

「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合

「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の

提出により新規登録を受ける場合

- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

5 丁種受託者の場合

- (1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

（適用）

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

（定義）

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者（封印受払い簿）

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

封印取付け届出書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
下記の自動車について封印を取り付けます。			受託者		
			事業場 _____		
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格A列4判)

第2号様式

封印取付け報告書			
運輸支局長 殿		年 月 日	
年 月分		受託者	
封印取付け件数 00000 件		事業場 _____	
受入れ		払出し	
前月繰越	個	取付け	個
受入れ	個	不良品	個
		打損	個
		紛失	個
		残り	個
計	個	計	個

(日本工業規格A列4判)

(2) 常駐規制の緩和に伴う「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第99号の2
令和3年7月29日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車情報課長



常駐規制の緩和に伴う「封印取付け委託要領」の一部改正について

今般、別添のとおり、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）の一部改正を行い、デジタル技術の活用等により、封印取付け責任者の事業場における常駐義務を廃止することとしたので、常駐規制緩和後も施封が適切に実施できる体制であることを各受託者において確認し、適正な封印取付け業務の実施が行われるよう傘下会員あて周知されたい。

「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）の新旧対照表

改正案	現行
<p>封印取付け委託要領</p> <p>(委託に当たったの考慮事項) 第4条</p> <p>(1) 封印取付け責任者 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。</p> <p>(2) 事業場 受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>附則 (施行期日) 第1条 本通達は、令和3年8月1日から施行する。</p>	<p>封印取付け委託要領</p> <p>(委託に当たったの考慮事項) 第4条</p> <p>(1) 封印取付け責任者 受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。</p> <p>(2) 事業場 受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備えた事業場において封印の取付けを行うものとする。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>附則 (施行期日) 第1条 本通達は、平成30年9月1日から施行する。</p>

(3) 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)の一部改正について

国自整第124号の3
令和3年9月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国自整第 1 2 4 号
令和 3 年 9 月 1 日

各地方運輸局長
沖繩総合事務局長 } 殿

(国土交通省) 自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号）の一部改正について

本年 4 月 9 日に開催された次官連絡会議等の場において、政府全体として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用を促進するため、各省庁の所管事項で本人確認を求めるときその例示に個人番号カードを必ず入れるよう要請があった。これを踏まえ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条による自動車特定整備事業の認証申請に係る添付書類を規定する標記通達について、その他所要の改正とともに、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。</p> <p>2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。</p> <p>第5節 （略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5.改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定</p>	<p>別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領</p> <p>1 法第94条の2による指定自動車整備事業の指定申請等における申請書、添付書面等の取扱いについては、別添3「指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。</p> <p>2 法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定により保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等については、別添3の2「紙による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の取扱要領」、同法第94条の5第2項、第3項により保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合の取扱い等については、別添3の3「電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領」により取り扱うものとする。</p> <p>第5節 （略）</p> <p>附則</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5.改正省令附則第4条各号の全ての規定の適用を受けている指定</p>

<p>自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</p> <p>6. ～7. （略）</p> <p>別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。</p> <p>第2～3 （略）</p> <p>第4 エーミング作業を実施する場所 エーミング作業を実施するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。</p>	<p>自動車整備事業者にあつては、令和6年3月31日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置又は同条第9号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</p> <p>6. ～7. （略）</p> <p>別添1 自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領</p> <p>目次 （略）</p> <p>第1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等 自動車特定整備事業の認証に係る申請及び届出等における申請書類等については、別紙1によることとする。</p> <p>第2～3 （略）</p> <p>第4 エーミング作業を実施する場所 エーミング作業するために必要なスペースが確保できない場合など、電子制御装置点検整備作業場において実施することが困難である場合に、自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施して差し支えないものとし、特定整備記録簿に当該エーミング作業を実施した場所及び天候などを記載することとする。</p>
--	---

<p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</p> <p>(2) 優良規則第5条第3号 ア～オ (略) カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天井</u>の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領</p> <p>目次 第1 登録情報処理機関に提供する情報 第2 適合標章の用紙</p>	<p>第5 (略)</p> <p>別添2 優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領</p> <p>優良規則第5条から第7条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。</p> <p>(1) 優良規則第5条から第7条までの第1号及び優良規則第5条第2号実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連</p> <p>(2) 優良規則第5条第3号 ア～オ (略) カ 作業場の採光、照明、通風、排水、<u>天上</u>の高さ及び床面積等作業環境 キ～ク (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>別添3～3の2 (略)</p> <p>別添3の3 電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領</p> <p>目次 第1 登録情報処理機関に提供する情報 第2 適合標章の用紙</p>
---	--

<p>第3 適合標章の記載方法 第4 適合標章の表示 第5 用紙配布等 第6 <u>交付状況の把握等</u></p> <p>第1～6 (略)</p> <p>別添4 整備主任者研修実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 研修の区分 1 (略) 2 技術研修 (1)～(2) (略) (3) 研修内容 ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法 イ 自動車の<u>特定整備</u>後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等 (4)～(8) (略)</p> <p>別添5 自動車検査員研修実施要領</p> <p>1～3 (略) 4 研修の項目、内容等</p>	<p>第3 適合標章の記載方法 第4 適合標章の表示 第5 用紙配布等</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>別添4 整備主任者研修実施要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 研修の区分 1 (略) 2 技術研修 (1)～(2) (略) (3) 研修内容 ア 自動車の新機構・新装置の構造・機能及び点検・整備方法 イ 自動車の<u>分解整備</u>後の保安基準適合性及び出来映えの確認方法等 (4)～(8) (略)</p> <p>別添5 自動車検査員研修実施要領</p> <p>1～3 (略) 4 研修の項目、内容等</p>
--	---

研修項目	研修内容等
(1)自動車整備事業	・自動車整備事業の役割 ・自動車整備事業の課題、問題点等
(2)指定自動車整備事業	・道路運送車両法関係法令 ・指定自動車整備事業者の処分事例等 ・適正な業務運営
(3)自動車検査員の業務	・自動車検査員の役割と職務 ・自動車検査業務 ・自動車検査機器の取扱い
(4)関係法令及び主要通達	・最近の関係法令の改廃 ・主要通達

5～9 (略)

別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

- 1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)
- (1) (略)
- (2) 添付書面
ア (略)
イ 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

- 研修項目研修内容等
- (1) 自動車整備事業・自動車整備事業の役割
自動車整備事業の課題、問題点等
- (2) 指定自動車整備事業・道路運送車両法関係法令
ア 指定自動車整備事業者の処分事例等
イ 適正な業務運営
- (3) 自動車検査員の業務・自動車検査員の役割と職務
ア 自動車検査業務
イ 自動車検査機器の取扱い
- (4) 関係法令及び主要通達・最近の関係法令の改廃
主要通達

5～9 (略)

別紙1 自動車特定整備事業の認証に係る申請書類等

- 1 法第79条第1項に基づく認証に係る申請書の記載項目及び同条第2項、第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び第3項)
- (1) (略)
- (2) 添付書面
ア (略)
イ 申請者が個人の場合にあつては、住民票等申請者を特定できる書面

- (平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し等申請者を特定できる書面
- ウ～カ (略)
- 2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第81条から第83条まで)
- (1) (略)
- (2) 添付書面
ア～イ (略)
ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)ウの書面(法第81条第1項第3号)
エ～キ (略)
- 3～5 (略)

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
B	1	(略)	(略)	(略)	(略)
	1	(略)	(略)	(略)	(略)
	1	(略)	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	(略)	機械加工、

- ウ～カ (略)
- 2 法第81条から法第83条までに基づく届出書の記載項目及び添付書面は、次のとおりとする。(法第81条から第83条まで)
- (1) (略)
- (2) 添付書面
ア～イ (略)
ウ 事業場の所在地の変更に係る届出の場合は、1(2)イの書面(法第81条第1項第3号)
エ～キ (略)
- 3～5 (略)

別紙2 一種整備工場及び二種整備工場

種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備 工場	備考
A	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
B	1	(略)	(略)	(略)	(略)
	1	(略)	(略)	(略)	(略)
	1	(略)	(略)	(略)	(略)
	2	(略)	(略)	(略)	機械加工、

					原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
	3～ 4	(略)	(略)	(略)	(略)
C ～ G	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の2～2の5 (略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

1～2 (略)

3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)

ア～オ (略)

カ 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあつては、右欄に掲げる

					原動機、塗装、鍛冶鍛造等の各作業場
	3～ 4	(略)	(略)	(略)	(略)
C ～ G	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙2の2～2の5 (略)

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等

1～2 (略)

3 指定規則第1条第2項第6号に基づく優良自動車整備事業者の認定を受けていない場合の添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第1条第2項第6項)

ア～オ (略)

カ 貸借対照表及び損益計算書

株主総会等で配布のものでよく、申請者が国及びこれに準ずる場合は必要としない。

また、次表の左欄に掲げる場合にあつては、右欄に掲げる

書面でこれに代えて差し支えない。	
新規設立会社の場合（前歴がない場合）	最近6ヵ月間の 仮決算書
一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む）	経過説明書及び 事業計画書
合併した場合	同上
事業協同組合等の場合	事業計画書
キ (略)	
4～6 (略)	
別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準	
1 (略)	
2 要員関係の基準の解釈	
(1)～(4) (略)	
(5) 検査工	
検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。	
点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)

書面でこれに代えて差し支えない。	
新規設立会社の場合（前歴がない場合）最近6ヵ月間の仮決算書一つの会社から整備部門が独立し、新たな会社経過説明書及び事業計画書を設立した場合（廃止新規申請の場合を含む。）合併した場合同上事業協同組合等の場合事業計画書	
キ (略)	
4～6 (略)	
別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査基準	
1 (略)	
2 要員関係の基準の解釈	
(1)～(4) (略)	
(5) 検査工	
検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。	
点検するために 不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」 (平成19年国土交通省告示第317号)

	に例示してある点検作業の範囲		に例示してある点検作業の範囲
点検に付随する軽微な作業	(略)	点検に付随する軽微な作業	(略)
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)	点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	(略)
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整 	点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	<ul style="list-style-type: none"> ・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの整備 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整
(6)～(7) (略)		(6)～(7) (略)	
3 作業場等の基準の解釈		3 作業場等の基準の解釈	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 通路		(5) 通路	
通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。		通路は、主に整備する自動車が十分通れる幅を有することが必要であり、作業場等の面積には含まない。	
ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。		ただし、当該事業場において、主に整備する自動車の状況によって、整備作業に影響を及ぼすおそれがない場合にあつては作業場等の面積に含めて差し支えない。	
(6) (略)		(6) (略)	
4 (略)		4 (略)	

別紙3の3～3の8 (略)	別紙3の3～3の8 (略)
---------------	---------------

附則 (令和3年9月1日付国自整第124号)
1. 本改正は、令和3年9月1日から施行する。

(4) 大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施等について

国自安第88号の2
国自旅第250号の2
国自貨第57号の2
国自整第152号の2
令和3年9月30日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

旅客課長

貨物課長

整備課長

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和2年度の事故発生件数は131件と平成11年度からの統計上、最多件数が続いていることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国自安第88号
国自旅第250号
国自貨第57号
国自整第152号
令和3年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和2年度の事故発生件数は131件と平成11年度からの統計上、最多件数が続いていることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和3年度緊急対策」

1. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した大型車の適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理を実施するよう周知徹底を図る。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局及び各運輸支局等は、街頭検査等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検や周知啓発等を通じて、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ交換作業及び、交換後の確実な保守管理の実施等呼びかける。
- ② 各地方運輸局及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、3.（1）及び（2）の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。なお、対象とする運送事業者は、令和2年度を優先に過去3年間（平成30年度以降）に車輪脱落事故を発生させた事業者として、計画的に実施する。
- ③ 本省等は連絡会の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局及び各運輸支局等は、上記（1）及び（2）の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。この場合、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要なときは、その旨を依頼する。

2. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ交換作業及び交換後の確実な保守管理を実施するよう周知する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

3. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう傘下会員に対して、周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、適切なタイヤ交換作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - ・ 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業の実施。
 - ・ 自社でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
 - ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に確実に実施させること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車について、重点的な点検を心がけること。
 - ③ 整備管理者は、著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
 - ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- (2) 依然として、自社でタイヤ交換作業を行った貨物自動車による事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう、傘下会員に対して周知徹底する。
 - ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に対して、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ交換作業が行われていることを確認すること。
 - ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ交換作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録し、増し締めが確実に行われていることを確認すること。
 - ③ 整備管理者は、点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」、「ホイール・ボルトの折損等の異常」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」及び「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルト

トの不揃いの確認」を確実に行わせること。なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーカーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカー（ホイール・ナット回転指示インジケーター）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員の運送事業者へ協力を依頼する。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者向けに、以下の事故防止対策を徹底するよう広報啓発する。

- ① 日程及び時間に余裕を持った計画的なタイヤ交換作業を実施すること。
- ② タイヤの交換作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業時に点検・清掃を行っても錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換すること。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。
- ⑤ 脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、タイヤ交換時の作業確認及びタイヤ交換後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)を心がけ実施すること。

● 日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会

傘下会員の事業者へ、タイヤ交換作業や広報啓発に際して、以下の注意事項等を周知する。なお、タイヤメーカーにあつては、自社販売の流通経路を活用して、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的な点検を実施するよう啓発すること。

- ④ 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを使用者に理解してもらうよう努めること。
- ⑤ 入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ交換事業者においても、大型車のタイヤ交換作業の際は、別紙1のタイヤ交換作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。また、増し締め必要性を啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● **日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合**

傘下会員の事業者へ、広報啓発に際して、以下の事項を周知する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左後輪や、降雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、重点的に確認するよう啓発すること。
- ② 著しく錆びたホイール・ボルト、ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤの交換作業の際、点検・清掃を行っても、錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換が必要であることを啓発すること。

● **日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会**

傘下会員の事業者に対して、タイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、その正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、購入者への説明を徹底するよう周知すること。

4. キャンペーンの実施

この事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故防止を図るため、常日頃から取り組むものであるが、特に冬用タイヤへの交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和3年10月から令和4年2月の間を車輪脱落事故防止キャンペーン期間として全国に展開し、事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

5. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の4項目

1. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの錆や汚れの清掃、並びにエンジンオイル等の給脂
2. ホイール・ナットの規定トルクでの確実な締め付け
3. タイヤ交換後、50～100km走行後の増し締めの実施
4. 日常（運行前）点検における、ホイール・ボルト及びホイール・ナットの緩みの確認

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 3 年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための 4 つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙 3 のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から 4 年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する車両について、入念に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業員（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

自社でタイヤ交換した車両による車輪脱落事故が、依然として多く発生していることを踏まえた対策

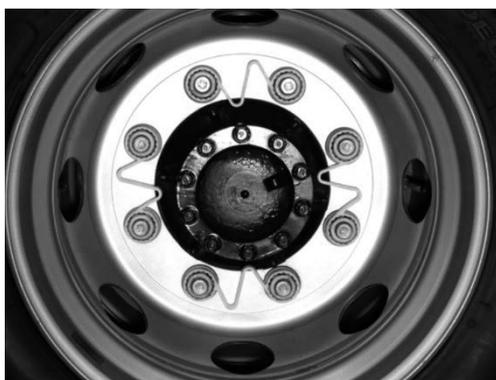
- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業員に、別紙 1 の作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- 別紙 1 の作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 点検実施者に別紙 2 の日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着

し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に確認する。

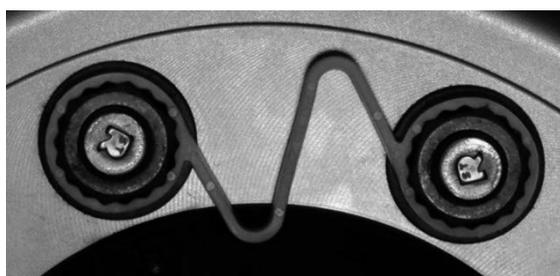
注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ交換時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

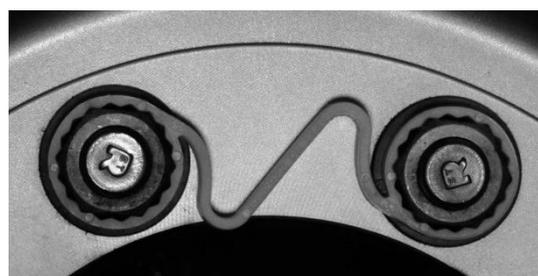
注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



ホイールナットマーカの装着状態



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和3年度緊急対策」

大型車の車輪脱落事故が増加していますので、以下の事故防止対策に、積極的な取組をお願いします。

1. 会社代表者の方へ

車輪脱落事故防止のための4つのポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ交換作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙3のチラシを参照

2. 整備管理者の方へ

- 計画的なタイヤ交換作業を実施する。
- 社内でタイヤ交換作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- 錆が著しいディスク・ホイール、スムーズに回らないボルト、ナットは使用せず、交換する。特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、重点的に確認する。
- 脱落の多い左後輪について重点的に点検する。
- 積雪地域を走行する車両について入念に点検する。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を作業者（運転者）に指導する。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付ける。

タイヤ交換作業管理表

登録番号又は車番
 作業実施者名

整備管理者確認欄

実施日 令和 年 月 日

実施箇所		確認・作業内容	結果 (実施✓・交換×)
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。 ○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認			
○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認 ※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認			
油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。 ※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ交換作業時の締め付けトルク値 △	N・m
保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ交換後、50~100km走行後の増し締めを実施する。	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2~3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

運行管理者(補助者)確認欄

点検実施者(運転者)名

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和

年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)		
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ(踏みしろ)			
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	異音	
		※ 低速、加速の状態			
	ウインド・ウォッシャー	※ 噴射状態			
	ワイパー	※ 拭き取りの状態			
	○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合			
○ ブレーキ・バルブ	排気音				
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャー・タンク	※ 液量			
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量			
	バッテリー	※ 液量			
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量			
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量			
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合	損傷	
車の周りからの点検	灯火装置(前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器)、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧			
		□ ディスク・ホイールの取付状態		ナット緩み・脱落	
				ボルト付近さび汁	
				ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂	損傷	
	異常な摩耗				
	※ 溝の深さ				
○ エア・タンク	タンク内の凝水				
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク				
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				
前日・前回の運行において異状が認められた箇所					

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

(5) 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

国自整第169号
令和3年10月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要があります。

つきましては、貴会におかれましても傘下会員に対し下記により指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくようお願いいたします。

なお、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたのでご了解願います。

記

1. 各自動車整備振興会が主催する研修や勉強会等の機会を通じて、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させること。
2. 会員事業者等に対し、指定自動車整備事業者として道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則等の法令並びに「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について」等の関係通達で定める必要な要件や遵守事項について、経営層・管理者が主体となって、事業場毎に遵守を徹底させること。
3. 会員事業者等から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導に努めること。

国自整第 169 号の 2
令和 3 年 10 月 12 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な事業運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が確認されており、これら不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させるおそれがあることから、指定自動車整備事業者の不正行為を根絶させる必要がある。

については、下記により関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

なお、別紙のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

自動車製作者及び各輸入車販売代理店に対し別添のとおり連絡していることを申し添える。

記

1. 研修等の機会を捉え、指定自動車整備事業者及び従業員（整備従業員以外の者も含む）並びに自動車検査員に対し、自動車の安全・環境基準への適合を確保する車検制度の根幹である国の検査を代行する指定自動車整備事業者の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるよう指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者から事業改善に対する相談等があった際には適切な指導を行うこと。

(6) 自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の
取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(協力依頼)

国自情第242号の2
国自整第221号の2
令和3年12月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長

整備課長



自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い
及び自動車登録番号標交付時期猶予について(協力依頼)

政府全体で推進している引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(令和3年12月10日付国自情第242号、国自整第221号)」(以下「基本通達」という。)を別添のとおり発出し、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予する特例を認めることとしたところですが、本特例の適切な運用にあたっては、貴会の協力が必要不可欠なものとなりますので、本特例創設の趣旨に鑑み、以下の依頼事項についてご理解、ご協力のほどよろしくお願ひします。

【依頼事項】

- ① 本件特例を受けている自動車の所有者から変更登録後の自動車登録番号標の交付に係る依頼があった場合は、基本通達4.の規定に基づき、適切に自動車登録番号標の交換を行っていただくこと。
- ② 基本通達5.の規定に基づき通知書(変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けていないことが明記された書面)が交付された場合、当該通知書を車検を依頼した自動車の使用者を通じ所有者に交付するとともに、すみやかに自動車登録番号標の交換を行うよう所有者に促していただくこと。
- ③ 本件特例を受けている自動車の所有者から当該自動車の売却等について依頼があった場合には、先に変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けてから売買・次の手続(移転登録等)を行っていただくよう当該所有者に促していただくこと。

- ④ ③の対応をしてもなお、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けずに、移転登録や抹消登録等の申請を行う際、当該自動車の変更登録後の自動車登録番号標の自動車登録番号標交付手数料（以下、「手数料」という。）が未納の場合、当該申請人等に対し、自動車登録番号標交付代行者（以下、「交付代行者」という。）から当該手数料もあわせて請求されます。

このため、未納の手数料がある旧所有者に対しては、当該自動車の売却等の依頼があった際に当該手数料を適切に負担するよう促すとともに、新所有者に対しては、交付代行者から未納の手数料も含めて請求されることを説明してください。

なお、未納の手数料の有無、当該手数料の合計額について、交付代行者から回答を得られる仕組みを構築する予定です。

国自情第242号
国自整第221号
令和3年12月10日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長
整備課長

自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い
及び自動車登録番号標交付時期猶予について

政府全体で推進している引越に伴う手続きの負担軽減の一環として、自動車の所有者が引越に伴い使用の本拠の位置を含む変更登録申請を自動車OSSにより行う場合において、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予するよう特例として認めるにあたり、以下の要領で取り扱うこととしたので、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

1. 本特例の対象となる手続き

本件は、引越時の忙しい時に自動車の所有者本人が自動車検査証や自動車登録番号標の交換のために運輸支局等へ出頭することを不要とする特例のため、自動車の所有者本人が、引越に伴い使用の本拠の位置を含む変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車OSSにより行う場合（電子化されていない書類の提出が必要な手続きを除く）を対象とするものとする。

2. 自動車検査証の返付及び交付の手段

本特例の適用を受けることを前提に変更登録申請をOSSにより行った所有者において、OSSIFシステムから審査完了通知を受けた際は、追跡機能がある返送用封筒（例：レターパック、送料は所有者負担）を同封の上、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに自動車検査証（写しも可）を郵送させること。運輸支局等への郵送にあたっては、所有者負担の下で追跡機能がある方法で行わせること。

① 管轄変更のある（番号変更を伴う）使用の本拠の位置の変更の場合

自動車検査証（写しも可）の返付を受けた運輸支局等は、新たに交付する自動車検査証（備考欄に交換を猶予されている車体表示ナンバーが記載されたもの）を返送用封筒に封入の上、速やかに所有者へ郵送にて交付し、登録事項等通知書は運輸支局等にて保管する。なお、郵送の際、返付された自動車検査証が写しの場合には、速やかにその原本を返付するよう促す文書を同封すること。

② 管轄変更のない（番号変更を伴わない）使用の本拠の位置の変更の場合

自動車検査証（写しも可）の返付を受けた運輸支局等は、新たに交付する自動車検査証及び登録事項等通知書を返送用封筒に封入の上、所有者へ郵送にて交付する。なお、郵送の際、返付された自動車検査証が写しの場合には、速やかにその原本を返付するよう促す文書を同封すること。

3. 自動車登録番号標交付代行者との関係

各運輸支局等において、一日の業務終了後、本特例により自動車登録番号標の交付の時期が次回車検時まで猶予された自動車登録番号が示された登録番号一覧帳票を出力の上、自動車登録番号標交付代行者に通知する。

自動車登録番号標交付代行者において、当該登録番号一覧帳票により通知を受け、交付の時期が次回車検時まで猶予された変更登録後の自動車登録番号標については、所有者が交付を受けるまでの間は、適切な管理・保管を行うものとする。

4. 自動車登録番号標の交付

所有者（代理人を含む）は、変更登録後の登録事項等通知書及び自動車登録番号標の交付を受ける場合は、自動車検査証を使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の窓口へ提出する。

運輸支局等においては、提出された自動車検査証の備考欄を確認するとともに、変更登録前の自動車登録番号標の返納方法を確認し、変更登録前の自動車登録番号の記載を削除した自動車検査証及び保管していた登録事項等通知書を所有者に交付する。

自動車登録番号標交付代行者においては、提出された登録事項等通知書と自動車検査証を確認するとともに、変更登録前の自動車登録番号標の返納（出張封印の場合を除く）を受け、保管している変更登録後の自動車登録番号標を交付する。

5. 自動車登録番号標の交付を受けずに検査申請を受けた場合の取扱い

運輸支局等の検査部門等の職員は、継続検査等により有効期間が更新された自動車検査証と併せて、MOTAS から出力される通知書（変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けていないことが明記された書面）を受検者に交付する。

なお、この場合の特例違反に関する使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等への連絡は、MOTAS の業務連絡により自動的に行われる。

6. 自動車登録番号標の交付を受けない所有者の取扱い

5. の規定により、特例違反の連絡を受けた運輸支局等は、2. ①で保管していた当該自動車の登録事項等通知書に記載されている所有者に対し、当該登録事項等通知書及び自動車登録番号標の交付を速やかに受けることを求める旨の通知文書を同封の上、追跡機能がある方法にて送付するものとする。

郵送した登録事項等通知書が所有者に到達してから15日経過してもなお、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けない所有者がいることを確認した場合は、道路運送車両法 20 条違反の状態にあることから、運輸支局等より所有者に対して変更登録後の自動車登録番号標の交付をすみやかに受けるよう、電話連絡等により催促を行うものとする。

上記催促を繰り返し実施したにもかかわらず、変更登録後の自動車登録番号標の交付を受けない所有者については、反復性や悪質性の高さなどを総合的に判断の上、都道府県警察へ相談するものとする。

7. 未交付となった自動車登録番号標の取扱い

運輸支局等の職員は、以下の取扱いを行った際は、その旨を自動車登録番号標交付代行者に連絡するものとする。

- ① 自動車登録番号標交付代行者において管理・保管していた自動車登録番号標が不用となった旨 MOTAS の業務連絡により確認した場合
- ② 自動車登録番号標の交付を受けない所有者に登録事項等通知書が到達したことを確認した場合

①の場合、運輸支局等から連絡を受けた自動車登録番号標交付代行者は、当該自動車登録番号標について適切に廃棄処理を行うとともに、廃棄処理を行った場合にはその旨を運輸支局等に報告するものとする。

②の場合、運輸支局等から連絡を受けた自動車登録番号標交付代行者は、当該自動車登録番号標が不用となった旨運輸支局等から連絡があるまで当該自動車登

録番号標について引き続き適切な管理・保管を行うものとする。

本通達は、令和4年1月4日から施行する。

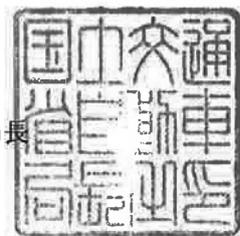
(7) 「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第245号の2

令和3年12月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願ひします。

国自情第245号
令和3年12月10日

地方運輸局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和4年1月4日から施行する。

改 正 案	現 行
封印取付け委託要領	封印取付け委託要領
<p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印の取付け委託」という。)に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)受託者 封印の取付け委託を受けた者</p> <p>(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者</p> <p>(3)乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。</p> <p>ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登録番号」という。))が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)(以下「登録令」という。))第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)</p> <p>エ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合</p>	<p>(適用)</p> <p>第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印取付け委託」という。)に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)受託者 封印取付け委託を受けた者</p> <p>(2)甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者</p> <p>(3)乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付けの委託を受けた者。</p> <p>ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)</p> <p>エ 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合</p>

1

<p><u>オ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</u></p> <p>(4)丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者</p> <p>ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)</p> <p>ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合</p> <p><u>エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</u></p> <p>(5)丁種受託者 行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)に提出する書類を作成した自動</p>	<p>(新設)</p> <p>(4)丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者</p> <p>ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古自動車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>イ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)</p> <p>ウ 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合。</p> <p>(新設)</p> <p>(5)丁種受託者 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)に提出する書類を作成</p>
---	---

2

車（エに規定する場合を除く）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

（委託の範囲）
第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

（封印取付けを行う者）
第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

（1）封印取付け責任者
施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

（2）封印取付け担当者
自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け

した自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車（第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合（新設）

（事業場）
第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行う。

（委託に当たっての考慮事項）
第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行うこととする。

（1）封印取付け責任者
受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務の統括管理させるものとする。

（2）事業場
受託者は、必要な施設を備えた事業場において封印の取付

3

業務を行う者。

（3）巡回封印取付け担当者
巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

（4）削除

（5）削除

けを行うものとする。

（3）施封センター方式
乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。
この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

2（新設）

（4）巡回施封方式
丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業者の店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものとする。
この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

（5）出張封印方式
受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更による変更登録及び車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、（2）から（4）までに加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「車庫法」という。）第3

4

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

(1) 甲種受託者
分室

(2) 乙種受託者
営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター

(3) 丙種受託者
構成員である自動車販売事業者の店舗

(4) 丁種受託者
所属する行政書士の事務所

2. 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。))及び車両法第11条第2項(登録令43条の規定に係る場合を含む。))又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。))は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。)等において行うことができる。

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業

条の保管場所を言う。以下同じ。)等において行うことができるものとする。

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行うとする自動車の車台番号、出張封印、自動車登録番号標の返納方法を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を滞なく交付代行者に返納等しなければならない

第5条 (新設)

第6条 (新設)

5

所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行うとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け受託者準則)

第7条 運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。))は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書(別記様式)を交付するものとする。

(委託の制限)

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通

(封印取付け受託者準則)

第5条 運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。))は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書(別記様式)を交付するものとする。

(委託の制限)

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関す

6

事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業

る特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第8条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業

7

自動車登録業務に十分精通した行政書士

- ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、完検査証、予備検査証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業
- ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業
- ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

自動車登録業務に十分精通した行政書士

- ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検査証、予備検査証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業
- ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業
- ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

8

	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・（新設）
<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 	<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（<u>自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。</u>）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（<u>自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。</u>）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業

9

	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・（新設）
<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合 	<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（<u>自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。</u>）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（<u>自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。</u>）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 <ul style="list-style-type: none"> ・（新設）

10

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）
第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）
第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）
第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。
ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）
第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）
第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）
第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。
ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限

11

りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附 則

（施行期日）
第1条 本通達は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）
第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日により本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第8条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第7条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式（略）
「委託する業務の範囲」
1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附 則

（施行期日）
第1条 本通達は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）
第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日により本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第5号の丁種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式（略）
「委託する業務の範囲」
1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」
2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

12

<p>は第6項に係る封印の取付け」</p> <p>3 乙種受託者の場合</p> <p>(1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合</p> <p>(5) 「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p> <p>4 丙種受託者の場合</p> <p>(1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p>	<p>3 乙種受託者の場合</p> <p>(1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合</p> <p>(新設)</p> <p>4 丙種受託者の場合</p> <p>(1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p>
---	---

13

<p>(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合</p> <p>(4) 「<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）</u>」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p> <p>5 丁種受託者の場合</p> <p>(1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第2条（5）エ、第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合</p> <p>別記</p> <p>封印取付け受託者準則</p>	<p>(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合</p> <p>(新設)</p> <p>5 丁種受託者の場合</p> <p>(1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成18年10月4日付国自管第86号）第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合</p> <p>(2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）</p> <p>(3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合</p> <p>別記</p> <p>封印取付け受託者準則</p>
--	--

14

(適用)
 第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)
 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
 (2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
 (封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

(適用)
 第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)
 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
 (2) 有償受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者
 (封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(新設)

15

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局長等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付けをした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局長等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第13条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

16

<p>2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。</p> <p>(無償受託)</p> <p><u>第15条</u> 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p><u>第3号様式 (略)</u></p>	<p>2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。</p> <p>3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。</p> <p>(無償受託)</p> <p><u>第14条</u> 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領

封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受託者 封印の取付け委託を受けた者

(2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

(3) 乙種受託者 完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。

ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）（以下「登録令」という。）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）

に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあつては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)に提出する書類を作成した自動車(エに規定する場合を除く)について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車(第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。)の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)

ウ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(委託の範囲)

第3条 封印の取付け委託は、事業場毎に行う。

(封印取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

(1) 封印取付け責任者 施行規則15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。

(2) 封印取付け担当者 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

(3) 巡回封印取付け担当者 巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。

2 受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業

場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- (1) 甲種受託者 分室
- (2) 乙種受託者 営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者 所属する行政書士の事務所

2 受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条の保管場所をいう。）等において行うことができる。

第6条 委託にあたっての考慮事項

(1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(封印取付け受託者準則)

第7条 運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第8条 運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委

託書（別記様式）を交付するものとする。

（委託の制限）

第9条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項（同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第52条第2項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第10条 自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

（封印作業の再委託及び再々委託）

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
自動車登録業務に十分精通した行政書士	・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取

	<p>付け作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・変更又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受

託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第5条2項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。

- 4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

(封印受領証等)

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印の出納の記録)

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

(封印取付け報告書)

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

- 2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 本通達は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日
に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び
第5号の丁種受託者としてそれぞれ第8条の規定による運輸支局長から封印取付け委
託書の交付を受けたものとみなすことができる。

- 2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第7条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。

平成 年 月 日

運輸支局長 印

「委託する業務の範囲」

1 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合

「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合

「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」

3 乙種受託者の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合
- (5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

4 丙種受託者の場合

- (1) その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

- (3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取付けを行う場合
- (4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

5 丁種受託者の場合

- (1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(封印取付け委託要領(平成18年10月4日付国自管第86号)第2条(5)エ、第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。)について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- (3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取付けを行う場合

別記

封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。

(2) 有償受託者 第15条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け)

第8条 甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧(第3号様式)を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。

(出張封印確認書)

第9条 出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第10条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第11条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第12条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。

第13条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第14条 受託者は、毎年4月1日から翌年3月31日までに行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。
(無償受託)

第15条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

封印取付け届出書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
下記の自動車について封印を取り付けます。				受託者 事業場 _____	
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格A列4判)

第2号様式

封印取付け報告書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
年 月分			受託者		
封印取付け件数 00000 件			事業場 _____		
受入れ			払出し		
前月繰越		個	取付け		個
受入れ		個	不良品		個
			打損		個
			紛失		個
			残り		個
計		個	計		個

(日本工業規格A列4判)

封印取付け担当者及び営業所等一覧

(受託者名)

営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名
営業所等名称	住 所	
所 属	役 職	氏 名

(日本工業規格A列4判)

(8) 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

国自情第246号の2

令和3年12月10日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局自動車情報課長



「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願ひします。

国自情第246号
令和3年12月10日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）を一部改正することに伴い、その具体的な運用についても別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

「封印取付け委託要領の運用等」(平成18年10月4日付国自管第87号課長通達)の新旧対照表

改 正 案	現 行
封印取付け委託要領の運用等	封印取付け委託要領の運用等
<p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について</p> <p>(1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法(昭和24年法律第108号)第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について</p> <p>(1) 委託先</p> <p>① (一社)日本中古自動車販売協会連合会(以下「中古自動車連合会」という。)の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体(以下「団体」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若し</p>	<p>1 定義 本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。</p> <p>2 基本通達第2条第3号について</p> <p>(1) 委託先 完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法(昭和24年法律第108号)第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>3 基本通達第2条第4号について</p> <p>(1) 委託先</p> <p>① (一社)日本中古自動車販売協会連合会(以下「中古自動車連合会」という。)の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体(以下「団体」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 販売用中古自動車の範囲 販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しは</p>
<p>くは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>4 基本通達第2条第5号について</p> <p>(1) 委託先</p> <p>① 行政書士法(昭和26年法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>5 基本通達第12条第1項について (甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)</p> <p>(7) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。</p>	<p>くは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。</p> <p>4 基本通達第2条第5号について</p> <p>(1) 委託先</p> <p>① 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。</p> <p>② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。</p> <p>5 基本通達第10条第1項について (甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)</p> <p>(7) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。</p>

(4) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証（写）
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書（写）等
変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

(4) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証（写）
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書（写）等
変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書（写） ・出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）に基づく車両法第11条第1項による封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

6 基本通達第12条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）に行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行え

車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書（写） ・出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
(新設)	(新設)

6 基本通達第10条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）に行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行え

るよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

7 基本通達第12条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(4) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(7) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第12条第4項について

るよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

7 基本通達第10条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(4) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(7) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第10条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(4) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(7) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(7) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(4) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して再委託先である当該行政書士から再々委託先である他の行政書士に封印の取付けを依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(7) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士(再委託先である当該行政書士)にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

<p>運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。</p> <p>10 基本通達別記封印取付け受託者準則第9条について</p> <p>運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。</p> <p>10 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について</p> <p>運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。</p>
--	--

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領の運用等

1 定義

本通達における基本通達とは、平成18年10月4日付国自管第86号「封印取付け委託要領」をいう。

2 基本通達第2条第3号について

(1) 委託先

完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。

(2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

3 基本通達第2条第4号について

(1) 委託先

- ① (一社)日本中古自動車販売協会連合会（以下「中古自動車連合会」という。）の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

- ② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

(2) 販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4 基本通達第2条第5号について

(1) 委託先

- ① 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

- ② 委託に際しては、基本通達第6条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

5 基本通達第12条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(イ) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「A」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証(写)
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書(写)等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書(写)等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書(写)等

変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)
車両法第11条第2項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書(写) ・出張封印確認書
車両法第11条第4項及び第6項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
<u>自動車OSSによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)に基づく車両法第11条第1項による封印の取付け</u>	<u>・登録事項等通知書及び旧自動車検査証(写)</u>

6 基本通達第12条第2項について

(1) (乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2) (乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項第1号の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

7 基本通達第12条第3項について

(丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と

当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(ウ) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

8 基本通達第12条第4項について

(丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(イ) 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めに交わすものとする。

(ウ) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(基本通達第12条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。)に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士（再委託先である当該行政書士）にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

10 基本通達別記封印取付け受託者準則第9条について

運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から5年間保存しなければならない。

(9) 指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて

国自整第227号の2

令和3年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



指定自動車整備事業における「自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」の継続検査に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

別添

国自整第 2 2 7 号
令和 3 年 1 2 月 2 3 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業における「自動車 O S S による変更登録申請を行い自動車登録番号標の交付を受けていない車両」に対する継続検査に係る取扱いについて

今般、「自動車 O S S による変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和 3 年 12 月 10 日付け、国自情第 242 号、国自整第 221 号）により、特例を受けた車両に対する継続検査について、下記のとおり取扱いを定めたので、了知されるとともに遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1. 指定自動車整備事業における同一性の確認

指定自動車整備事業規則第 7 条第 2 項（自動車検査員の証明）に規定する道路運送車両法施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 1 号（自動車登録番号）の確認については、自動車検査証の備考欄に記載されたプレート番号と車両に取り付けられた自動車登録番号標が同一である場合、事実と相違がないものとみなす。

2. 指定整備記録簿及び保安基準適合標章の記載

1. の取扱いをした場合は、指定整備記録簿の備考欄にプレート番号を括弧書きにて記載すること。また、保安基準適合標章（表）の右上余白部分にプレート番号を括弧書きにてサインペン等により黒色で記載すること。

(参考)

新自動車登録番号標の交付を受けていない車両の記載方法

新ナンバーの交付を受けていない車両の備考欄記載

備考

〔品川〕, 変更登録, [OSS]

ナンバープレート未交付〔プレート番号〕札幌599あ4620

〔かい離が発生した日〕令和4年1月7日



●指定整備記録簿

○依頼者の氏名等

受付年月日 年 月 日
依頼者の氏名
又は名称及び住所

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月又は初度検査年月

年 月

検査の年月日

年 月 日

(備考)

(札幌599あ4620)

備考欄にプレート番号を括弧書で記載

限定保安基準適合証の番号

●保安基準適合標章

(表)

保安基準適合標章	
年12月11日か	(札幌599あ4620)
12月 25日	
自動車登録号 又は車両番号	品川 599 あ 2049
【注意事項】 1. 前面ガラス又ははり付ける場合には、点検 部で折り返み上半分を自動車の前部ガラス 又は側面から前方に風やすいようにする とともに、前面ガラス又は内側の運転者の視野 を妨げない位置にはり付けて下さい。 2. その他、自動車の運行中その前面に見や すいように表示する場合であっても点検 部で折り返み上半分のみ表示することが できます。 3. 保安基準適合標章の有効期間が満了した 場合は有効な自動車検査証及び自動車 検査標章が交付され、交付された自動車 検査標章を表示した場合は速やかに取り 外して下さい。	

右上余白部分に
プレート番号を
括弧書きで記載

(10) 自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について

事務連絡
令和3年12月23日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課
整備事業班長

自動車OSSによる変更登録申請を行い自動車検査証の記載変更を行っていない車両の継続検査について

今般、「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について」（令和3年12月10日付け、国自情第242号、国自整第221号）により、自動車登録番号標の交付の時期を次回車検時まで猶予することとされましたが、自動車OSSにより変更登録申請をしたにもかかわらず自動車検査証の記載変更を行っていない場合、有効期間の更新ができないことから、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

(11) 自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

令和4年3月25日
国自整第304号

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車整備事業者の整備作業時における確実な作業等の徹底について

自動車の安全を確保するためには、高度な知識及び整備のための設備並びに技術を要する自動車特定整備事業者（指定自動車整備事業者を含む）（以下、「自動車整備事業者」という。）により確実な整備作業を実施することが必要です。

今年度においては、別紙のとおり複数の重大インシデントの発生原因として自動車整備事業者の整備時における整備の瑕疵が確認され、これら事業者に行政処分を実施したところです。

このような事案は、自動車交通の安全性の低下はもとより、自動車整備業に対する信用を失墜させることとなり誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、以下に留意し確実な整備を徹底していただきますよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いいたします。

記

1. 自動車整備事業者は整備作業の作業工程を管理し、作業不備や作業漏れがないよう体制を構築すること。
2. 作業実施者は、整備要領書による作業手順や締付トルク等に基づき確実な整備を実施すること。
3. 特定整備後のできばえ確認を確実に実施すること。

令和3年度における行政処分を伴う整備の瑕疵一覧(抜粋)

	車両 タイプ	発生 時期	概 要	整備瑕疵の原因
1	乗用	R3.5	ブレーキの修理依頼によりABSアクチュエーターを交換して納車後に、顧客より走行中にブレーキが効かなくなるとの連絡があり確認したところ、ブレーキパイプのフレアナット部よりフルード漏れが確認された。	作業員が作業要領書に基づかず、ブレーキパイプのフレアナットをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。他者による中間の確認時においてもトルクレンチを使用せずに締付状況を確認した。
2	大型 トラック	R3.5	車検整備し納車後、顧客が高速道路を走行中にエンジン回転数が急上昇したことから車両を路肩に停車させようとしたところ、左後輪がアクスルシャフトとともに脱落し、隣車線を走行していた車両に衝突した。	車検整備時において、整備作業に不慣れな作業員が整備作業を実施した際に、ハブ・ロックボルトをトルクレンチを使用せずに規定値で締付しなかった。
3	トラック	R3.8	車検整備し納車後、顧客より走行中に異音が生じたとの連絡があり確認したところ、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーの締付ボルト4本のうち3本が脱落し、プロペラシャフトが暴れ他部品と干渉していた。	クラッチのオーバーホール作業のため、プロペラシャフトのセンターベアリングホルダーを脱着した際の取付けボルト締付不良があった。
4	乗用車	R3.11	車検整備し納車後、顧客よりブレーキに違和感があるとの連絡あり確認したところ、ブレーキホースが損傷していた。	ブレーキキャリパーを点検のため脱着した際に、ブレーキホースを捻じれた状態で取付したことにより、車両振動によりドラワイブシャフトブーツとブレーキホースが干渉しホースが損傷した。



別添

(12) 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて(平成7年11月21日自技第240号)の一部改正について

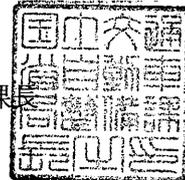
国自整第301号の3

令和4年3月28日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省

自動車局整備課長



「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて(平成7年11月21日自技第240号)の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので連絡します。

別添

国自整第301号
令和4年3月28日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成7年11月21日自技第240号）の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成 7 年 1 1 月 2 1 日付け自技第 2 4 0 号）の一部改正について

1. 背景

- ・ 試作車又は組立車の道路運送車両の保安基準の適合性審査にあたっては、「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 1 1 月 2 1 日付け自技 2 3 9 号）により、現車審査に先立ち、国（地方運輸局）が書面審査を実施している。
- ・ また、書面審査の方法については、「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成 7 年 1 1 月 2 1 日付け自技第 2 4 0 号：以下「細部取扱い」という。）において運用している。
- ・ 今般、道路運送車両の保安基準の基準強化に伴い複雑化する基準に対して、書面審査の効率性向上を目的として細部取扱いを改正する。

2. 改正概要

- （1）道路運送車両の保安基準に基づく技術基準への適合性審査を効率的に実施するため、申請車両と同一構造を有した自動車の試験成績書を流用（キャリーオーバー）することで当該申請車両の試験成績書を省略する場合について、取扱いの明確化を行う。
- （2）協定規則第 13 号への適合性を証する書面については、自動車製作者により作成された技術基準適合検討書の提出をもって、試験成績書に代えることができることとし、技術基準適合検討書の様式を定める。

3. 改正年月日等

- （1）改正年月日：令和 4 年 3 月 2 8 日
- （2）適用年月日：改正年月日と同じ

○ 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて」(平成7年11月21日付け自技第240号)の一部改正について 新旧対照表

制 定 平成7年11月21日付 自技第240号
 最終改正 令和4年3月28日付 国自整備第301号

新		旧		
1～2 (略)		1～2 (略)		
3 書面審査 試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付書類の審査は、次により行うものとする。(2)②及び(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程を準用するものとする。	3 書面審査 試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付書類の審査は、次により行うものとする。(2)②及び(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程を準用するものとする。	3 書面審査 試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付書類の審査は、次により行うものとする。(2)②及び(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程を準用するものとする。	3 書面審査 試作車・組立車届出書、概要等説明書及び添付書類の審査は、次により行うものとする。(2)②及び(3)②の場合にあつては、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)第13条に基づき事務規程を準用するものとする。	
提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3. 添付資料	届出内容に応じた資料(届出書の裏面を参照)が添付されていることを審査する。			
①～④ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
⑤技術基準等への適合性を証する書面	試験成績書等により、基準に適合していることを確認する。			
	届出車両以外の試験成績書(試作車にあつては、協定規則第13号に係る試験成績書の場合、別紙「技術基準適合検討書」とする。)により基準適合性を証明する場合は、当該車両の構造・装置が、試験成績書の試験車両と同一構造と認められ、かつ、試験車両と比較し同等又は有利な条件であると認められるものに限る。			(新設)

新				旧			
⑥~⑧ (略)	(略)	(略)	(略)	⑤~⑭ (略)	(略)	(略)	(略)
附則				(新設)			
本改正規定は、令和4年3月28日より施行する。							

(新設)

別紙
技術基準適合検査書 協定規則第13号 制動装置試験 (トレレー用)

試験項目	試験結果	基準値等	備考
項目3 自動車重量係数		全ての重量を制動。	
項目4 タイプ-0試験 (空車時制動試験)	値: 車 許容値	主制動装置は、自動車重量係数が許されるものであること。 フルトレレー、センサードラフトトレレー及び半トレレーの許容値) Z ₁ (自動車重量) ≥ 0.5 セミトレレー及びボールドトレレー (自動車重量) ≥ 0.45 フルトレレー、センサードラフトトレレー及び半トレレーの許容値) Z ₁ (自動車重量) ≥ 0.45	
項目4 タイプ-0の追加試験	値: 車		
項目4 タイプ-1試験の追加試験	許容値	Z ₄₀ (自動車重量) ≥ 0.5 セミトレレー及びボールドトレレー (自動車重量) ≥ 0.45 Z ₄₀ (自動車重量) ≥ 0.45	
項目4 タイプ-1試験 (空車時制動試験)	①	Z ₁ ≥ 0.5	
(空車時制動試験)	②	Z ₄₀ $\geq 0.6 \times Z_1$ ・全ての試験項目に合格すること。	
(自由走行試験)		・各ブレーキの重量割合は50:50以下。	
項目4 タイプ-1追加試験 (フルード試験)	①	Z ₁ ≥ 0.4	
	②	Z ₄₀ $\geq 0.6 \times Z_1$ ・全ての試験項目に合格すること。 ・各ブレーキの重量割合は50:50以下。	
項目4 自動車重量係数の追加試験		Z ₁ ≥ 0.135	
項目4 自動車重量係数の追加試験		最低基準は、100kPa以上で発生した車角には最低車の圧力が200kPa以上に低下する前に、トレレーの自動車重量係数が合格と見做されること。	
項目4 外部環境条件下の重量係数の追加試験		外部環境条件下の重量係数から発生する制動圧力は、最低基準値の重量係数に等しいこと。	
項目5 エアブレーキ制動装置の検査試験	①	制動装置の制動圧は、各項目の発生制動圧力と同等以上の圧力となること。 トレレー、センサードラフトトレレーの圧力は、1項目に発生制動圧力と同等以上の圧力となること。 セミトレレー、ボールドトレレーの圧力は、1項目に発生制動圧力と同等以上の圧力となること。	
項目5 エアブレーキ制動装置の検査試験	②	全車圧力値 (C) 以上であること。	
項目5 エアブレーキ制動装置の検査試験		ABSを装備した場合は、次のいずれかの要件に適合すること。 A. 車のABS (制動) の許する全ての要件に適合。	

	旧	新
主 制 動 装 置	に対する試験項目	<p>B車のABS (併用)は0.3.2項を除き、該当する全ての要件に適合し</p> <p>ABSは即時警報装置の作動確認試験を行ったとき、次の基準に適合し スランプにより警報すること。</p> <p>灯光是状態又は閃色、他の制動装置に係る警報と兼用の場合は最高 で、はより、で、はより、運転者が容易に確認できる位置にあること。</p> <p>ABSは即時警報装置を行ったとき、制動効率 Z_{abs} は次の基準に適合す ること。</p> $Z_{abs} \geq \frac{Z_{0.75}}{1.05}$ <p>$Z_{0.75}$ は0.75の制動効率を行ったとき、次の基準に適合すること。</p> <p>①制動距離 $Z_{0.75} \leq 0.9 Z_0$</p> <p>Z_0 は0.75の制動効率を行ったとき、次の基準に適合すること。</p> <p>制動距離はロックスでないこと。</p> <p>①.1 スプリット Z_{split} 試験を行ったとき、次の基準に適合すること。</p> <p>①.2 ①.1の試験結果は以下の条件を満足すること。</p> <p>①.1 $Z_{split} / Z_{0.75} \leq 0.5$</p> <p>①.2 $Z_{split} / Z_{0.75} \leq 3$</p> <p>② $Z_{0.75} \leq 0.75 (Z_{0.75} + Z_{0.1})$</p> <p>③ $Z_{0.1} \leq Z_{0.75} / 4$</p> <p>①.1.1 Z_{split} は0.75の制動効率を行ったとき、次の基準に適合すること。</p> <p>①.1.2 Z_{split} は0.75の制動効率で停止距離を短縮すること。</p> <p>①.2.1 ブレーキシステムで制動した制動距離 Z_{brk} と試験車の最大 質量 (P) により得られる制動効率 (μ) は以下の範囲に適合 すること。 $Z_{brk} / P \leq 0.18$</p> <p>①.2.2 ①.2.1の試験結果は0.695N以下であること。</p> <p>スプリング圧用サスペンションの圧力は、スプリングブレーキ作動時に 力以上であること。</p> <p>次のどちらかの要件に適合すること。</p> <p>・3. 前目のスプリングブレーキ制動装置を行ったときに制動したス プリング圧がサスペンション内の圧力はスプリングブレーキ制動圧力以 上であること。</p> <p>・3. 前目のスプリングブレーキ制動装置を行ったときに、タイヤを非 対称に減ることができること。</p>
制 動 操 作 装 置	に対する試験項目	<p>①.1.1</p> <p>①.1.2</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>①.1.1</p> <p>①.1.2</p> <p>②</p>
ス リ ン グ ブ レー キ	に対する試験項目	<p>①.1.1</p> <p>①.1.2</p> <p>②</p>

項目8 スプリングセンターが圧力調整機構	スプリングセンターの圧力は、次のどちらからの動作に適合すること。 ・主制動装置の正圧ホルスレーブ制動装置の圧力が500kPaになること。 ・主制動装置の正圧ホルスレーブ制動装置の圧力が500kPaになること。 ・主制動装置の正圧ホルスレーブ制動装置の圧力が500kPaになること。 ・主制動装置の正圧ホルスレーブ制動装置の圧力が500kPaになること。 ・主制動装置の正圧ホルスレーブ制動装置の圧力が500kPaになること。 ・主制動装置の正圧ホルスレーブ制動装置の圧力が500kPaになること。		
項目16 ISO14992のデュータ動作に関する車台車体及び 後乗り車体の適合性			
項目17 電気式制動装置を装備した車体の制動適合性を 評価するための試験手順			
項目18 電気式制動システムの安全特性に関する運用上 の特別な要件			
項目21 車台及び制動システムを有した車体に関する 特別な要件	車台及び制動システムの有無 制動装置の有無		
項目5 外部設置装置制動機構	種別	≧0.86 (セミブレーク)	
	性能	≧0.40 (フルブレーク及びセンターブラスブレーク)	
			主制動装置制動機構内圧が制動ライン、車台圧力の50%以上維持すること。

注1. 該当しない項目については、記載を省略すること。
 注2. 各試験項目における検定値、満3期については変更可能とする。
 注3. 表中の備考欄については、車台により適用範囲等を記載しては良い。
 注4. 試験項目の別記、車台デュータ等による車体側に関する事項は別記の「適用範囲」に記載する。
 注5. 表中の試験項目について、適用範囲による範囲での車台ではない項目は、期1、期2、期3による記載で差し支えない。

試験車の届出に係る制動装置試験結果について、試験結果の内容に相違がないことを証明し試験成績書の添付を省略します。

【試験自動車の試験結果に係る改訂番号及び補足改訂番号】

改訂番号： _____ 補足改訂番号： _____

【届出車面の車名、型式及び車台番号（製造番号）】

車名： _____

新	旧
<p>型 式： _____</p> <p>車台番号（製造番号）： _____</p> <p>自動車製作者の名称及び所在地 _____</p> <p>証明者の氏名 _____</p> <p>証明者の役職（所属・職名等） _____</p> <p>問い合わせ先（電話番号等） _____</p>	

- (13) 「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」
(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

別添

**「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成
13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について**

令和4年3月
整備課

〈改正の概要〉

1. キャンピング車の構造要件について

現行のキャンピング車の構造要件は、平成13年4月に施行し、現在まで運用しているところ。

今般のコロナ禍によりアウトドアレジャーが見直され、キャンピング車の利用方法も多様性が求められているところ、現在の使用状況を鑑み、以下2点について構造要件を見直す改正を行うこととした。

(1) 水道設備及び炊事設備を利用するための床面高さ

従来、水道設備及び炊事設備を有効に利用できる床面高さとして1,600mm以上有することを規定していたが、座って使用する等、比較的低い位置にある水道設備及び炊事設備を利用する場合があることから、これらについては有効に利用できる床面高さを1,200mm以上と改正することとする。

(2) 就寝設備の数

従来、キャンピング車の構造要件として、2名分以上の就寝設備を有することを規定していたが、今般のコロナ禍により最少人数でキャンピング車を利用する場面が増加しており、これらの場合には1名分の就寝設備であっても、車室内に居住する目的を達成するのに適切な設備を有すると認められることから、キャンピング車の就寝設備を1名分以上と改正することとする。

2. その他特種用途自動車の構造要件について

昨今の特種用途自動車の使用状況を鑑み、所要の改正を行うこととする。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

新			旧		
1 用途区分通達4-1-1の自動車			1 用途区分通達4-1-1の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
電波監視車	<p>総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。</p>	(略)	電波監視車	<p>総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	(略)
2 用途区分通達4-1-2の自動車			2 用途区分通達4-1-2の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	<p>国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に</p>	(略)	医療防疫車	<p>国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に</p>	(略)

1/8

新			旧		
<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護師等が作業を行うのに必要な空間を有していること。</p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>なお、他の部位と明確に区別ができる専用の設置場所を有する場合には、脱着式であってもよい。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護師等の用に供する椅子を有すること。</p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3～6 (略)</p>				
3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車			3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
患者輸送車	<p>医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、</p>	<p>(略)</p> <p>・上記を除き、<u>複数の位置で担架を固定するための固定装置は、そのすべてを特</u></p>	患者輸送車	<p>医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

2/8

新		旧	
患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。 また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1～5(略) 6 物品積載設備を有していないこと。	<u>種な目的に使用するための面積を算定するための設備に含むものとする。</u> ・患者等の看護のために必要な薬品等を収納する棚等が設置された部分については、物品積載設備には該当しないものとする。	患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。 また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1～5(略) 6 物品積載設備を有していないこと。	(新設)

3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
検査測定車	検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検査等」という。)を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて	(略) ・ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体及びこれらに類する

3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
検査測定車	検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検査等」という。)を行うために使用する自動車であつて、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて	(略) (新設)

3/8

新		旧	
は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。 1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 ただし、検査等を行うのに必要な機械器具を構成するセンサー、アンテナ等、検出部は自動車の車室外に設置、展開して使用するものであつてもよい。この場合において、特種な目的に使用するための面積には、車室外において検出部を調整するために自動車の車体外表面に設置された作業スペースを含めることができる。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要機械器具に該当しないものとする。 2 1の作業スペースが屋根部に設けられている場合にあつては、作業スペースに至るための安全に昇降できる階段、はしご等を有していること。 3～4(略)	<u>部位は、1「自動車の車体外表面に設置された作業スペース」に該当しないものとする。</u>	は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。 1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要機械器具に該当しないものとする。 (新設) 2～3(略)	

3-4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車

3-4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車

4/8

新			旧		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
キャンピング車	<p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1)就寝設備の数 乗車定員の3分の1以上（端数は切り捨てることとし、乗車定員2人以下の自動車にあつては1人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を少なくとも1人分以上有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1)水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～イ (略) ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	<p>(略)</p> <p>・ 2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>ク</u>において、「空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>ク</u>で規定する有効高さを満足する場合を含むものとする。</p> <p>・乗車設備、構造</p>	<p>キャンピング車</p> <p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1)就寝設備の数 乗車定員の3分の1以上（端数は切り上げることとし、乗車定員3人以下の自動車にあつては2人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を2人分以上有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1)水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～イ (略) ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	<p>(略)</p> <p>・ 2 (1) <u>ウ</u>及び2 (2) <u>キ</u>において、「<u>上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。</u>」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において洗面台等又は調理台等を利用するための床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有することとなる場合を含むものとする。 <u>(新設)</u></p>	

5/8

新		旧	
<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。）にあること。</p> <p><u>エ 洗面台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm（洗面台等の上端（蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。）が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm）以上の空間を有していること。</u></p> <p>(2)炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～カ (略) キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置（調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。）にあること。 <u>ク 調理台等を利用するための床面から</u></p>	<p>要件で規定する設備（二層構造の上層部分に設ける就寝設備を除く。）及びその他構造要件で規定されていない任意の設備と兼用である部位は、6.「専用の収納場所」に該当しないものとする。</p>	<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。）にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。 <u>(新設)</u></p> <p>(2)炊事設備 炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～カ (略) キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置（調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。）にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。 <u>(新設)</u></p>	

6/8

新			旧		
	<p>上方には有効高さ1,600mm（調理台等の上面が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm）以上の空間を有していること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないように所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p>また、専用の収納場所を有する場合にあつては、「特種な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、脱着式の設備を当該格納場所に格納する面積を上限として、加えることができるものとする。</p> <p>7 (略)</p>			<p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないように所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p>7 (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
キャンピングトレー	<p>キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であつて、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	(略)	キャンピングトレー	<p>キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であつて、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	(略)

7/8

新			旧		
	<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。</p> <p>水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件2(1)、(2)、(3)を準用する。</p> <p>なお、2(1)エ及び(2)ク中括弧内は適用しない。</p>			<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。</p> <p>水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件2(1)、(2)、(3)を準用する。</p>	
<p>附則（令和4年3月1日国自整第278号）</p> <p>1本改正規定は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>2改正前に登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあつては、本通達で定める自動車の構造要件に関し、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることとする。</p>					

8/8

(14) 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について

国自技環第 199 号の 4
令和 4 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会(組合)におかれましても、傘下会員(組合員)に対し周知願います。

別添

国自技環第199号
令和4年3月31日

各地方運輸局長 殿 }
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長 (公印省略)

「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号) 別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語 この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「飛行場の設置者等」とは、<u>国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）による改正前の空港整備法第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定に基づき公共施設等運営権を設定された者をいう。</u></p> <p>(8)～(26) (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語 この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「飛行場の設置者等」とは、<u>国土交通大臣が管理する飛行場にあつては、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、それ以外の公共の用に供する飛行場にあつては航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）をいう。</u></p> <p>(8)～(26) (略)</p>

1

<p>第3 (略)</p> <p>第4 申請者等 1、2 (略)</p> <p>3 申請者は、申請日前<u>6ヶ月間</u>（悪質な違反については<u>1年間</u>）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと（認定要領第9に係る申請及び第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請は除く。）。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>第5 申請書並びに届出書及び添付書類 1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各<u>1通</u>（地方運輸局長が副本の提出を要しないと認める場合は正本<u>1通</u>）を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から<u>6ヶ月後</u>及び1年後のそれぞれ直近の<u>1</u></p>	<p>第3 (略)</p> <p>第4 申請者等 1、2 (略)</p> <p>3 申請者は、申請日前<u>3ヶ月間</u>（悪質な違反については<u>6ヶ月間</u>）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者でないこと（認定要領第9にかか<u>る</u>申請は除く。）。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>第5 申請書及び添付書類 1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各<u>1通</u>を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から<u>6か月後</u>及び1年後のそれぞれ直近の<u>一</u></p>
--	--

2

ヶ月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更届出書を地方運輸局長が定める数提出するものとする。この場合において、変更届出書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に届出者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書並びに届出書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

6 申請者は、第1項の申請（第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請を除く。）に際し、第4第3項に該当する処分を受けていないことについて、基準緩和認定申請書別紙において宣誓するものとする。

第6 審査

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

ヶ月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。

3 (略)

4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局（兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所及び運輸事務所を含む。以下同じ。）の経由を定めることができる。

6 申請者は、第4第3項に該当する行政処分を受けていないことについて、第1号様式（第5第6項関係）による宣誓書を提出するものとする。

第6 審査

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(3)主な運行経路

3

(3)その他の必要事項

2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(削除)

(削除)

3～5 (略)

6 第3第6号、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第3第11号に規定する自動車にあつては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）のいずれもの規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～7 (略)

(4)その他の必要事項

2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。

(1)、(2) (略)

(3)搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

(4)申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性

3～5 (略)

6 第3第2号から第6号まで、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあつては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する行政処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 (略)

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

(1)、(2) (略)

3～7 (略)

4

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 (略)
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和の認定をしたときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、当該認定書の写し並びに申請書及び添付資料の副本(提出があった場合に限り。)を送付するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が5.5点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第5.5条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づき、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、自動車検査証備考欄に基準緩和の

第8 基準緩和の認定等

- 1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20 又は第21の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 (略)
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。
- 4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20 又は第21の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が5.5点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第5.5条第7項に該当するものとして基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

(新設)

5

認定に付された期限を記載する手続を速やかに行わなければならない旨、指示するものとする。

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2ヶ月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通(地方運輸局長が副本の提出を要しないと認める場合は正本1通)を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6(第2項を除く。)の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。
(1) 少なくとも申請直前6ヶ月間における物品の輸送について、荷積み地点から荷卸し地点までの30回の輸送(同種物品について同日中に連続して繰り返し行った輸送については、当該一連の

第9 継続緩和の認定

- 1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。
- 2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、地方運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。
- 3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6(第2項を除く。)の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。
(1) 少なくとも申請直前6か月前における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること

6

輸送を1回とする。また、6ヶ月間で30回に満たない場合はその全ての輸送とする。)が次の資料により適切に実施されていると認められること

①、② (略)

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①、② (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2ヶ月間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両両通行許可違反通知がないこと

(削除)

(削除)

(削除)

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日(自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日)から起算して4年を経過した日までの最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状

①、② (略)

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

①、② (略)

③ 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

④ 申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性

⑤ 今回の申請に係る物品輸送計画の前のそれとの相違

(3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両両通行許可違反通知がないこと

① 第4項又は第5項第1号に基づく申請 申請直前の2カ年間

② 第5項第2号に基づく申請であつて、③に掲げる申請以外の申請 申請直前の3カ年間

③ 第5項第2号に基づく申請であつて、連続した2回目以降の申請 申請直前の4カ年間

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日(自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日)から起算して2年を経過した日までの最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

7

況に応じて、期限を短縮することができる。

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第2第3第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定(以下「安全性優良事業所認定」という。)を受けているとして申請があつた場合の基準緩和の条件及び制限並びに期限については、前項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限の他、「安全性優良事業所認定を有しなくなったときは遅滞なく新たな基準緩和の認定の申請を行うこと。」との条件を付し、期限は付さないものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を付すことができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が自動車検査証に付された緩和の期限内に第2第2第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定(以下「安全性優良事業所認定」という。)を受けているとして申請があつた場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

(1) 初回継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日(自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日)から起算して3年を経過した日までの最長として当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して2年を経過した日までの期限を付す。

(2) 前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日(自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日)から起算して4年を経過した日までの最長として当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付す。

(3) 前2号により処理された自動車が第2第2第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。

6 地方運輸局長は、前2項の審査において、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

8

6 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20、第21又は第22」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

7 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車については、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあつては、自動車製作者の指定した架装後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

(1) (略)

(2) その構造又は使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①、② (略)

③自動車製作者等が本邦から外国に輸出する自動車（以下、「輸出自動車」という。）

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあつては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は

7 第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21」とあるのは「第9第3項」とそれぞれ読み替えるものとする。

8 (略)

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができるものとする。この場合において、第1号の自動車については、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあつては、自動車製作者の指定した架装後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

(1) (略)

(2) その構造又は使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

①、② (略)

(新設)

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあつては、災害時に地方運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は

9

使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

①～③ (略)

④地方運輸局長が認める自動車

2～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であつて、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第23第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であつて、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (6)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(3) (略)

8 地方運輸局長は、第1項第2号①ニに規定するセミトレーラであつて、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (6)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(2) (略)

9 第1項第3号（同号③及び④を除く。）に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10 (略)

11 第1項第3号④に規定する自動車について、地方運輸局長がその

使用の様相が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

①～③ (略)

(新設)

2～5 (略)

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等に限る。）及び第4項に規定する自動車であつて、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第21第2項の規定に基づき取消を受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であつて、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(3) (略)

8 地方運輸局長は、第1項第2号①ニに規定するセミトレーラであつて、次の各号に掲げる全ての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4 (4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあつてはこの限りでない。

(1)～(2) (略)

9 第1項第3号（同号③を除く。）に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。

10 (略)

(新設)

10

妥当性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに期限、条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができるものとし、公示を行った地方運輸局長は、その内容を、他の地方運輸局長及び自動車局技術・環境政策課に対し通知すること。なお、公示を行うにあたっては、管轄する地方の独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と十分協議するとともに、必要に応じ自動車局技術・環境政策課の意見を聴取すること。

第11、第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号は除く。

(1)～(3) (略)

(削除)

(4) (略)

2 (略)

第14 重量緩和とセミトレーラの特例

(削除)

第11、第12 (略)

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号及び第4号は除く。

(1)～(3) (略)

(4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路

(5) (略)

2 (略)

第14 重量緩和とセミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和とセミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により

11

1、2 (略)

3 第1項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和とセミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。

(削除)

4、5 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約に関する書面

(8) (略)

3 (略)

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 (略)

2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表

定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

2、3 (略)

4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和とセミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。

5 基準緩和の認定を受けた重量緩和とセミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。

6、7 (略)

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約書

(8) (略)

3 (略)

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

1 (略)

2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表

12

第1の他、次に掲げる資料を添付すること。

(1) 申請する自動車の特定できる書面（輸出自動車にあっては、同一型式であると特定できる書面及び輸出自動車が特定できる書面）

(2) (略)

(3) 運行計画（輸出自動車は除く。）及び運行経路図

3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限（輸出自動車は除く。）及び運行経路を限定するものとする。

第17 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1、2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約に関する書面

(8)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供す

第1の他、次に掲げる資料を添付すること。

(1) 申請する自動車の特定できる書面

(2) (略)

(3) 運行計画及び運行経路図

3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定するものとする。

第17 (略)

第18 トレーラ・ハウスの特例

1、2 (略)

3 地方運輸局長は、第1項及び前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 遵守事項の誓約書

(8)～(10) (略)

4 (略)

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 (略)

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供す

13

る自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第7項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約に関する書面

(5)、(6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 遵守事項の誓約に関する書面

(6)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるものとする。

(1)、(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

る自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約書

(5)、(6) (略)

3 第1項の申請をしようとするものであって、災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 遵守事項の誓約書

(6)～(8) (略)

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1)、(2) (略)

2 地方運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支

14

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約に関する書面

(5)～(11) (略)

3 (略)

第2.1 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) （削除）

(6) (略)

2、3 (略)

第2.2 風力発電設備等を輸送する自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車であって風力発電設備を構成する単体物品（以下、「風力発電設備用単体物品」という。）を輸送するものについては、申請により、保安基準第2条（長さ）、第4条（車両総重量）又は第4条の2（軸重等）について、当該自動車の性能の最大値で認定することができるものとする。なお、審査は第6に準じて行うものとし、必要に応じ、道路管

障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 遵守事項の誓約書

(5)～(11) (略)

3 (略)

第2.1 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 主な運行経路

(6) (略)

2、3 (略)

(新設)

15

理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取すること。

2 前項の申請（継続緩和の認定の申請を除く。）をしようとする者は、第5に定める申請書及び添付資料に加え、自動車の性能の最大値を証する書面及び最大値での認定が必要な旨の理由書を提出すること。

3 地方運輸局長は、風力発電設備用単体物品及びその他の単体物品又は幅広貨物を輸送する自動車の基準緩和認定に当たっては、それぞれの輸送を行う際に必要と認める条件又は制限を付すものとする。

4 第1項の自動車に係る継続緩和の認定を申請しようとする者は、第9第2項に定める申請書及び添付資料に加え、風力発電設備用単体物品輸送に係る特殊車両通行許可証の写しを提出すること。また、輸送実績一覧表には認定期間中の全ての輸送実績を記載して提出すること。

第2.3 行政処分等

1、2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定（第9号にあっては、従前の基準緩和の認定に限る。）は失効するものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 第8第1項又は第9第4項及び第5項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

(4)～(8) (略)

(9) 第9第5項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和の認定の申請に基づく認定がなされた場合

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車並びに第9第5項の規定に基づいて条件が付された自動車の運行状況の

第2.2 行政処分等

1、2 (略)

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 第8第1項又は第9第4項、第5項及び第6項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

(4)～(8) (略)

(新設)

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努めるものとする。

16

<p>把握に努めるものとする。</p> <p>申請様式及び参考様式 【別紙のとおり】</p> <p>別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係） 【別紙のとおり】</p> <p>別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12関係）（略）</p> <p>別表第3（略）</p> <p>別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）（略）</p> <p><u>附則</u>（令和4年3月31日国自技環第199号） （適用時期）</p> <p>1 この要領は令和4年4月1日以降の基準緩和認定の申請及び届出について適用する。 （経過措置）</p> <p>2 令和4年3月31日以前に第4第3項の処分を受けた者が、基準緩和の認定の申請を行う場合、第4第3項は改正前の規定を適用する。</p> <p>3 この要領による各申請書等の様式は、当分の間、改正前の第5第1項及び第9第2項に掲げる書面によることができる。</p>	<p>申請様式及び参考様式 【別紙のとおり】</p> <p>別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係） 【別紙のとおり】</p> <p>別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12関係）（略）</p> <p>別表第3（略）</p> <p>別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	--

●「基準緩和と自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付自技第193号）の一部改正について 新旧対照表（別紙）
 制定 平成9年9月19日付 自技 第193号
 最終改正 令和4年3月31日付 自技環第199号

改正後	改正前																				
<p><u>第1号様式（第5関係）</u></p> <p style="text-align: center;">基準緩和認定申請書（新規）</p> <p>地方運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td></td> </tr> </table> <p>申請する自動車の情報</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>車名及び型式</td><td></td></tr> <tr><td>種別及び用途</td><td></td></tr> <tr><td>車体の形状</td><td></td></tr> <tr><td>車台番号</td><td></td></tr> <tr><td>使用の本拠の位置</td><td></td></tr> <tr><td>構造又は使用の態様の特 殊性</td><td></td></tr> <tr><td>認定を必要とする理由</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">認定により適用を除外する保安基準の条項</td> <td style="width: 50%;">認定により適用を除外する保安基準の内容</td> </tr> </table>	申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)		申請者の住所		車名及び型式		種別及び用途		車体の形状		車台番号		使用の本拠の位置		構造又は使用の態様の特 殊性		認定を必要とする理由		認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容	<p><u>第1号様式（第5関係）</u></p> <p style="text-align: center;">基準緩和認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>地方運輸局長殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称 住 所</p> <p>下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車名及び型式 2 種別及び用途 3 車体の形状 4 自動車登録番号及び車台番号 5 使用の本拠の位置 6 構造又は使用の態様の特殊性 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 8 認定を必要とする理由 9 省略する添付資料
申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)																					
申請者の住所																					
車名及び型式																					
種別及び用途																					
車体の形状																					
車台番号																					
使用の本拠の位置																					
構造又は使用の態様の特 殊性																					
認定を必要とする理由																					
認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容																				

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
2. 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を括弧書きで記載する。
3. 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第2号に規定する自動車については、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載する。
4. 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号については開始番号を記載する。

第1号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙(新規)	
自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他()
車両管理責任者	(役職) (氏名)
通行許可事前確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	有の場合 道路管理者名及び連絡先
主な運行経路	始点: 終点:
	<input type="checkbox"/> 別添図有 <input type="checkbox"/> 特殊車両通行許可の経路と同じ
宣誓事項	
チェック欄	申請に当たり宣誓する内容
<input type="checkbox"/>	基準緩和自動車の認定要領について(依命通達) (平成9年9月19日付け自技第193号)

--

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (3) 車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
- (4) 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第3第2号に規定する自動車については、「災害応急対策及び災害復旧の内容」について記載すること。
- (5) 一括緩和申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。
- (6) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第1号様式(第5第6関係)

地方運輸局長 殿
宣誓書
基準緩和自動車の認定要領について(依命通達) (平成9年9月19日付け自技第193号)の第4第3項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。
年 月 日

- 2 -

	号)の第4第3項に該当する処分を受けていません。
誓約事項	
チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合(当該自動車を相互に使用する場合を含む。)は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	(一括緩和の場合) 使用者に対し、上欄までの誓約事項を周知します。
<input type="checkbox"/>	(その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。)

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 通行許可事前確認は第3第2号、第3号、第6号(第3第2号、第3号の自動車をけん引することができるものに限る)、第20号の自動車で車両総重量及び軸重等の緩和が必要な場合に記載する。
2. 主な運行経路については、第11、第12、第15、第16、第17、第18、第19の自動車及び地方運輸局長が審査において必要と認めた自動車の場合に記載し、図を添付する。
3. 第15、第18、第19、第20の自動車については、誓約事項のチェック欄に記載されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。
4. 一括緩和の場合、宣誓事項及び誓約事項以外の記載は不要。

第2号様式(第5関係)

基準緩和認定変更届出書
地方運輸局長 殿
年 月 日

申請者の氏名又は名称
住 所

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5関係)

基準緩和認定変更申請書
地方運輸局長 殿
年 月 日

- 3 -

基準緩和認定を受けた自動車について記載事項が変更となりましたので届出します。なお、基準緩和認定を受けた自動車の管理体制に変更はありません。

届出者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	
届出者の住所	

届出する自動車の情報

基準緩和認定番号	
認定年月日	年 月 日
自動車登録番号	
車台番号	

届出の内容

変更の内容	変更後の内容
変更年月日	
<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	
<input type="checkbox"/> 使用の本拠の位置	
<input type="checkbox"/> その他	

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 継続緩和を受けた自動車について、安全性優良事業所認定のある事業所から安全性優良事業所認定のない事業所に使用の本拠の位置を変更した場合は、届出後、遅滞なく第5第1項の申請をすること。

第3号様式(略)

第4号様式(第9関係)

基準緩和認定申請書(継続) 地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。
記

- 1 基準緩和認定番号及び認定年月日
- 2 車名及び型式
- 3 種別及び用途
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 変更事項及び変更事由
- 6 変更年月日

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第3号様式(略)

第4号様式(第9関係)

基準緩和認定申請書(継続) 年 月 日

年 月 日

道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別紙を添えて申請します。

申請者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者)	
申請者の住所	

申請する自動車の情報

車名及び型式	
種別及び用途	
車体の形状	
自動車登録番号	
車台番号	
使用の本拠の位置	
構造又は使用の態様の特殊性	
認定を必要とする理由	
変更事項の有無	

認定により適用を除外する保安基準の条項	認定により適用を除外する保安基準の内容

(日本産業規格A列4番)

地方運輸局長殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号及び車台番号
- 5 使用の本拠の位置
- 6 初回の基準緩和認定
- 7 前回及び前々回の基準緩和認定
- 8 構造又は使用の態様の特殊性
- 9 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
- 10 認定を必要とする理由
- 11 変更事項の有無

(日本産業規格A列4番)

備考

1. 認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

第4号様式別紙

基準緩和認定申請書別紙（継続）	
自家用又は事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用
使用者の事業内容	<input type="checkbox"/> 運送業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
車両管理責任者	（役職） （氏名）
安全性優良事業所認定の有無	（事業用の場合） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

誓約事項

チェック欄	申請に当たり誓約する内容
<input type="checkbox"/>	認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
<input type="checkbox"/>	運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
<input type="checkbox"/>	重大事故時には、遅滞なく通報します。
<input type="checkbox"/>	認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合しています。
<input type="checkbox"/>	（安全性優良事業所の場合）本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所認定について失効又は返納した場合は、遅滞なく報告します。
<input type="checkbox"/>	（その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。）

（日本産業規格A列4番）

備考

1. 第15、第19の自動車については、誓約事項のチェック欄に記入されたものをもって、遵守事項の誓約に関する書面とする。

第5号様式（第9関係）

（新設）

第5号様式（第9関係）

- 6 -

基準緩和認定書（継続）

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号（車台番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格A列4番）

備考

第9第5項の申請に基づき基準緩和の期限を付さず認定した場合、基準緩和の期限及び注意事項については記載しないものとする。

第6号様式、第7号様式（略）

基準緩和認定書（継続）

番 号
年 月 日

殿

地方運輸局長

年 月 日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

- 1 車名及び型式
- 2 種別及び用途
- 3 車体の形状
- 4 自動車登録番号（車台番号）
- 5 使用の本拠の位置
- 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
- 7 基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する2か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格A列4番）

（新設）

第6号様式、第7号様式（略）

- 7 -

(削除)

(削除)

第8号様式（第8及び第9関係）

番 号 年 月 日
運輸支局長殿 自動車検査登録事務所長殿（単名）
地方運輸局長
基準緩和認定の通知について
別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定をしたので、基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

（日本産業規格A列4番）

備考

（1）各運輸支局長等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には適宜内容を変更し記載すること。

参考1（別表第1 個別緩和・継続緩和の場合）

年 月 日
地方運輸局長 殿
申請者の氏名又は名称 住 所
誓 約 書
弊社が使用する車名、型式、車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 8 -

(削除)

1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
4 重大事故時には、遅滞なく通報します。
(安全性優良事業所の場合) 本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所へ署名する。
- (3) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (4) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (5) 車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号とする。
- (6) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用自動車の申請に限る。
- (7) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考2（別表第1 一括緩和の場合）

年 月 日
地方運輸局長 殿
申請者の氏名又は名称 住 所

- 9 -

参考1～参考5 (略)

(削除)

誓 約 書

弊社が使用する車名、型式、車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
- 3 1に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立てはしないこと。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報すること。

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所へ署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
- (4) 2の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。
- (5) その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考3～参考7 (略)

参考8 (別表第1関係)

年 月 日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名、型式、車台番号の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理者に事前に確認しております。

記

- 1 道路管理者問い合わせ先
- 2 通行可能な経路 (別添：運行経路図)

(日本産業規格A列4番)

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所へ署名する。
- (3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

通 用 条 項	項 目	保安基準 第55条第1項に 規定する大抵が 定める告示	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			保安基準等の各項													
長さ、 幅及び 高さ	認定要領第11号の記載を除外	保 2	○	○	○	○	○	○	△	—	—	—	—	—	—	○
	認定要領第11号の記載に係る	保 2	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
車両総 重量	総重量が認定要領第12号、第3号、第7号及び第8号の記載を除外	保 4	○	○	○	○	○	△	△	△	—	—	—	—	—	○
	総重量が認定要領第12号、第3号及び第7号の記載を除外	保 4	○	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)

通 用 条 項	項 目	保安基準 第55条第1項に 規定する大抵が 定める告示	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			保安基準等の各項													
長さ、 幅及び 高さ	認定要領第11号の記載を除外	保 2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	—	—	○
	認定要領第11号の記載に係る	保 2	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
車両総 重量	総重量が認定要領第12号、第3号、第7号及び第8号の記載を除外	保 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	—	—	○
	総重量が認定要領第12号、第3号及び第7号の記載を除外	保 4	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

(15) 「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について

国自情第341号
令和4年3月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」の一部改正について

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第36号）の施行に伴い、「自動車の回送運行許可等事務処理要領について」（昭和57年9月18日付け自管第149号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和4年3月31日から適用する。

【改正溶け込み】

自動車の回送運行許可等事務処理要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2（法第73条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の回送運行の許可（以下「許可」という。）、回送運行許可証の交付並びに回送運行許可番号標の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則（以下「規則」という。）第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(書類の経由)

第2条 地方運輸局長（内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）を経由して提出させるものとする。

(許可基準適合性の審査)

第3条 規則第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。

(1) 第1号について

(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法

(ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法

(ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱内規の内容

(ニ) 特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について（平成18年3月2日付け国自整第126号）」に基づく行政処分を受けていないこと

(ホ) その他必要と認められる事項

(2) 第2号について

(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法

(ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者（以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。）の選任状況

(ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況

(ニ) その他必要と認められる事項

(3) 第3号について

① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2

号に規定する履歴事項証明書¹の提出（ただし、個人にあっては、住民票の写し（個人番号の記載のないもの））

- (ロ) 自動車の製作を業とする者²にあっては、その旨の証明書の提出
- (ハ) 陸送を業とする者³にあっては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出
- (ニ) 新車の販売を業とする者⁴にあっては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出
- (ホ) 中古車の販売を業とする者⁵にあっては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出
- (ヘ) 特定整備を業とする者⁶にあっては、法第78条第1項の自動車特定整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出
- (ト) 特定整備を業とする者⁷にあっては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

(チ) その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は特定整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。

許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- (1) 法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- (2) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消

しの日、廃止届出を行った場合は、届出日) 後 6 ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

- (3) 自動車の製作、陸送、販売又は特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了(許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日) 後 6 ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- (4) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- (5) 回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年 5 月 31 日までに報告を行うこと。
- (6) 許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標(以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。)の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から 5 日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほかに条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

(回送の目的)

第 4 条 法第 36 条の 2 第 6 項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- (1) 製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
- (2) 陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送
- (3) 販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送
- (4) 特定整備を業とする者については、車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第 4 条の 2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、特定整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車特定整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日、回送運行許可番号標の後面表示省略の実施有無並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う場合は、経路の起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別（第11条（2）に規定する施設の種類。以下同じ。）並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務、回送運行許可証交付事務並びに回送運行許可番号標貸与事務及び回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務に関して取扱要領を定めたとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第11条 回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件は以下のとおりとする。

- (1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
- (2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第12条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所。
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第13条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別及び2施設間の回送運行取扱い実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出させるものとする。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第17条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第14条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付させるものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第15条 規則第26条の5に基づく運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以

下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車（法第4条の登録を受けた自動車）が随走し、足車後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）

(2) 回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- ・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

（回送運行を行う者を特定するための表示）

第16条 前条（2）の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

（回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出）

第17条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出するものとする。

附 則（平成28年5月31日国自情第36号）

- 1 本通達は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条（3）（ト）のうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加しようとする場合も、同様とする。
- 3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則（平成29年10月31日国自情第148号）

- 1 本通達は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的（第4条（4）に規定する目的に限る。）の追加を受けようとする場合については、第3条（3）①（イ）、（へ）及び（チ）の書面を省略することが出来る。

附 則（令和4年3月31日国自情第341号）

- 1 本通達は、令和4年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 本通達の施行日前にした分解整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加は、本通達の規定に基づいてした特定整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。
- 3 国土交通省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号）に規定する回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けており、現に効力を有するときは、令和5年3月31日までは、当該計画の計画区域内において当該計画に定める代替措置を講じることで、後面の回送運行許可番号標を省略することができる。

年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 あて
又は沖縄総合事務局陸運事務所長 あて

住所 〇〇〇
氏名又は名称 〇〇〇
及び代表者名 〇〇
(許可を受けた者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載)

後面表示省略届出書

今般、下記の区間において回送運行許可番号標の後面表示省略を行うため、必要事項を記載し経路がわかる地図及び種別が判別可能な資料を添付の上、届出いたします。

記

【営業所の名称及び住所】

- 名称：
- 住所：

【起点施設関係】

- 名称：
- 住所：
- その施設の種別：

【終点施設関係】

- ◆ 名称：
- ◆ 住所：
- ◆ その施設の種別：

- 上記区間における過去1年間の回送運行取扱い台数又は向こう3ヶ月間の見込み台数：

年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 あて
又は沖縄総合事務局陸運事務所長 あて

住所 〇〇〇
氏名又は名称 〇〇〇
及び代表者名 〇〇〇
(許可を受けた者の住所及び氏名
又は名称並びに法人にあっては、そ
の代表者の氏名を記載)

後面表示省略廃止届出書

今般、下記の区間において行っている回送運行許可番号標の後面表示省略をやめるため、必要事項を記載の上、届出いたします。

記

【営業所の名称及び住所】

- 名称：
- 住所：

【起点施設関係】

- 名称：
- 住所：
- その施設の種別：

【終点施設関係】

- ◆ 名称：
- ◆ 住所：
- ◆ その施設の種別：

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">自動車の回送運行許可等事務処理要領</p> <p>(適用) 第1条 道路運送車両法(以下「法」という。)第36条の2(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の回送運行の許可(以下「許可」という。)<u>回送運行許可証の交付並びに回送運行許可番号標の貸与に関する事務及び道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第26条の5の規定に基づく回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務</u>の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の経由) 第2条 地方運輸局長(内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)を経由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査) 第3条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法 (ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法 (ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱い内規の内容 (ニ) 分解特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の</p>	<p style="text-align: center;">自動車の回送運行許可等事務処理要領</p> <p>(適用) 第1条 道路運送車両法(以下「法」という。)第36条の2(法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の回送運行の許可(以下「許可」という。)<u>並びに回送運行許可証の交付及び回送運行許可番号標の貸与に関する事務</u>の取扱いは、法令に定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>(書類の経由) 第2条 地方運輸局長(内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に提出すべき許可の申請書その他の書類は、自動車の回送の業務を行う営業所のうち主たる営業所の所在地を管轄する運輸監理部、運輸支局若しくは自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)を経由して提出させるものとする。</p> <p>(許可基準適合性の審査) 第3条 道路運送車両法施行規則(以下「規則」という。)第26条の2の許可基準に適合するか否かについては、次の事項を審査するものとする。</p> <p>(1) 第1号について</p> <p>(イ) 運転者等に対する関係法令の周知方法 (ロ) 回送自動車の道路運送車両の保安基準への適合性の確認方法 (ハ) 回送運行許可番号標及び回送運行許可証の管理・使用等に関する社内取扱い内規の内容 (ニ) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前の連続した2年間及び申請を行った日から許可を受けるまでの間に「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準</p>

1

<p>基準について(平成18年3月2日付け国自整第126号)に基づく行政処分を受けていないこと</p> <p>(ホ) その他必要と認められる事項</p> <p>(2) 第2号について</p> <p>(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法 (ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者(以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。)の選任状況 (ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況</p> <p>(ニ) その他必要と認められる事項</p> <p>(3) 第3号について</p> <p>① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出(ただし、個人にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの)) (ロ) 自動車の製作を業とする者にあつては、その旨の証明書の提出 (ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出 (ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出 (ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出 (ヘ) 分解特定整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解特定整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出 (ト) 分解特定整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績(臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第6</p>	<p>について(平成18年3月2日付け国自整第126号)」に基づく行政処分を受けていないこと</p> <p>(ホ) その他必要と認められる事項</p> <p>(2) 第2号について</p> <p>(イ) 回送運行許可証及び回送運行許可番号標の保管方法 (ロ) 回送運行許可番号標の管理に関する責任者(以下「回送運行許可番号標管理責任者」という。)の選任状況 (ハ) 回送運行許可番号標管理簿の備付け及び必要事項の記載状況</p> <p>(ニ) その他必要と認められる事項</p> <p>(3) 第3号について</p> <p>① (イ) 商業登記規則第30条第1項第1号に規定する現在事項証明書又は同項第2号に規定する履歴事項証明書の提出(ただし、個人にあっては、住民票の写し(個人番号の記載のないもの)) (ロ) 自動車の製作を業とする者にあつては、その旨の証明書の提出 (ハ) 陸送を業とする者にあつては、回送委託契約書の写し及び委託者一覧表その他の陸送を業とすることを証する書面の提出 (ニ) 新車の販売を業とする者にあつては、自動車製作者による証明書又は他の新車の販売を業とする者との販売契約書の写しその他の新車の販売を業とすることを証する書面の提出 (ホ) 中古車の販売を業とする者にあつては、都道府県公安委員会の発行する古物営業許可証の写し又はその他の中古車の販売を業とすることを証する書面の提出 (ヘ) 分解整備を業とする者にあつては、法第78条第1項の自動車分解整備事業の認証を証する書面の写し又は法第94条の2第1項の指定自動車整備事業の指定を証する書面の写しの提出 (ト) 分解整備を業とする者にあつては、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績(臨時運行の目的が法第59条の新規検査、第62条</p>
---	--

2

2条の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解特定整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解特定整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

（チ）その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解特定整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解特定整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- （1）法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- （2）回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- （3）自動車の製作、陸送、販売又は分解特定整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行っ

の継続検査、第67条の構造等変更検査又は第71条の予備検査（以下「車検」という。）のために自ら分解整備しようとする自動車（有効な自動車検査証の交付を受けていないものに限る。）の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため運輸支局等又は軽自動車検査協会等の機関（以下「車検場」という。）までの回送であるものに限る。）が7台以上あること（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること）。

ただし、離島等のへき地であることその他やむを得ない事情があると認められる場合は、実情に照らして判断しても差し支えない。

（チ）その他必要と認められる事項

- ② 自動車の製作、陸送、新車若しくは中古車の販売又は分解整備を業とすることを証する書面には、自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とする者の関係団体の会員であることを証する書面を含むものとする。

（許可の条件）

第3条の2 法第36条の2第3項（法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、許可に条件を付すものとする。許可の条件の記載については、次のとおりとされたい。

- （1）法及び法に基づく命令の規定を遵守して回送自動車を運行の用に供すること。
- （2）回送運行許可証及び回送運行許可番号標について、取扱内規を遵守し、回送運行許可番号標管理責任者を選任し適切に管理すること。なお、許可の有効期間内に作成した管理簿等を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。
- （3）自動車の製作、陸送、販売又は分解整備を業とし、許可基準を満たすことを証する書面を許可の有効期間の満了（許可の取消しを受けた場合は取消しの日、廃止届出を行った場合

3

た場合は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

- （4）許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- （5）回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。
- （6）許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほか条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

（回送の目的）

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- （1）製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
- （2）陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送
- （3）販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の

は、届出日）後6ヶ月間保管し、運輸支局等の求めに応じて提示できるようにすること。

- （4）許可を受けた者の氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合は、遅滞なく、その旨を記載した書面を提出すること。
- （5）回送運行に関する業務について、地方運輸局長が定めた様式により、前年度末の状況を毎年5月31日までに報告を行うこと。
- （6）許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下、この条において「交付を受けている回送運行許可証等」という。）の全部を、交付を受けている回送運行許可証等の返納命令を受けたときは、命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から5日以内にそれぞれ地方運輸局長に返納すること。

上記のほか条件を付す場合は、許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものとする。

（回送の目的）

第4条 法第36条の2第6項の回送の目的は、おおむね次に掲げるものの範囲内で記載するものとする。

- （1）製作を業とする者については、自己の製作に係る自動車の回送
- （2）陸送を業とする者については、他人からの委託を受けて行う回送
- （3）販売を業とする者については、自己の販売しようとする自動車の展示又は整備若しくは改造のための回送、販売した自動車の納車のための回送、自己の仕入れた自動車の引取りのための回送、自己の自動車の販売又は仕入れに伴って必要となる車検、登録及び封印のための整備工場又は運輸支局等の

4

機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 分解特定整備を業とする者については、車検のために自ら分解特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解特定整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解特定整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解特定整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解特定整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解特定整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞

機関までの回送、並びに自己の自動車の販売に伴って発生した下取り車の適正な処理のための回送

(4) 分解整備を業とする者については、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

(回送の目的の追加)

第4条の2 許可を受けた者が、回送運行許可証に記載された回送の目的を追加しようとする場合は、運輸支局等にその旨を記載した申請書その他の必要書類を提出させるものとする。

上記申請があった場合は、第3条に規定する許可基準適合性について審査し、適合すると認める場合は、追加しようとする前条の回送の目的を回送運行許可証に記載するものとする。

(回送運行許可証の交付枚数等)

第5条 運輸監理部長及び運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）は、回送運行許可証を交付し、及び回送運行許可番号標を貸与するときは、不正防止の観点から必要枚数を超えて、又は必要期間を上回る期間について交付し、又は貸与してはならない。

なお、分解整備を業とする者に交付する許可証及び貸与する番号標の枚（組）数は、当分の間、一の営業所につき一枚（組）とする。

自動車の製作、陸送又は販売と自動車分解整備事業を兼業している者にあつては、既に交付を受けている許可証の回送の目的に車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引取りのための回送、車検のために自ら分解整備した自動車の引渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送を追加することとし、新たに番号標の貸与は行わない。

(変更等の届出)

第6条 許可を受けた者について、氏名又は名称及び住所を変更した場合、営業所の名称及び所在地を変更した場合、事業を廃止した場合、営業所を新設又は廃止した場合、取扱内規を変更した場合又は回送運行許可番号標管理責任者を変更した場合には、遅滞

5

なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日、回送運行許可番号標の後面表示省略の実施有無並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標の後面表示省略を行う場合は、経路の起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別（第11条（2）に規定する施設の種類。以下同じ。）並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務、回送運行許可証交付事務並びに回送運行許可番号標貸与事務及び回送運行許可番号標の後面表示省略に関する事務に関して取扱要領を定めるとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件)

第11条 回送運行許可番号標の後面表示省略に必要な要件は以下のとおりとする。

(1) 同一経路において、自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。

(2) 工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、納整センター、架装工場保

なくその旨を記載した書面を提出させるものとする。

(許可台帳の備付け)

第7条 地方運輸局長は、回送運行許可台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

許可番号、許可年月日、氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、許可の有効期間、回送運行許可番号標管理責任者、違反の事実に対する処分内容、聴聞年月日、違反についての処分の通知番号及び処分の通知年月日並びにその他必要な事項

(許可証等交付台帳の備付け)

第8条 運輸支局長等は、回送運行許可証等交付台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

氏名又は名称及び住所、営業所名及び営業所の所在地、電話番号、交付した許可証の番号及び許可証の交付年月日、貸与した番号標の番号、許可の有効期間並びにその他必要な事項

(保存期間)

第9条 回送運行許可台帳及び回送運行許可証等交付台帳は、当該許可の有効期間が経過した後3年間保存するものとする。

(報告)

第10条 地方運輸局長は、回送運行許可事務並びに回送運行許可証交付事務及び回送運行許可番号標貸与事務に関して取扱要領を定めるとき又はこれを変更したときは、本省自動車情報課長あて報告するものとする。

(新設)

6

管ヤード、架装工場の2施設間において、回送運行を行う者が事前に特定した経路を運行するものであること。

(施設の定義)

第12条 前条(2)における施設に係る定義はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 工場：自動車製作者が自動車を生産する場所
- (2) メーカー保管ヤード：工場で完成した自動車のうち販売会社に輸送する前の自動車をメーカーで保管しておく場所
- (3) 船積み港：他の港に海運するために自動車を船に積み込む場所
- (4) 船揚げ港：他の港から海運された自動車を船から降ろす場所
- (5) 積載車荷扱い場：積載車が自動車の積み降ろしをする場所
- (6) 販売会社保管ヤード：流通の中間工程として販売会社が自動車を一時的に集約して留めおくことを主たる目的とした場所
- (7) 納整センター：納車整備やオプション品の取付けを行う場所
- (8) 架装工場保管ヤード：自動車を架装工場で保管しておく場所
- (9) 架装工場：自動車に荷台等の架装物を取り付ける場所

(回送運行許可番号標の後面表示省略の届出)

第13条 規則第26条の5の規定に基づき表示する回送運行許可番号標について、後面表示省略を行う場合は、前条に記載の施設のうち回送運行を行う2施設間を結ぶ経路を特定の上、営業所の名称、住所並びに起終点となる2施設それぞれの名称、住所、種別及び2施設間の回送運行取扱実績(過去1年間の取扱い台数)又は2施設間の回送運行取扱い見込み(向こう3ヶ月間の取扱い見込み台数)を記載した後面表示省略届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出させるものとする。なお、回送運行許可の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、第17条の届出があったものと見なす。

(後面表示省略届出書に添付する書類)

第14条 前条の届出書には、回送運行許可番号標の後面表示省略

(新設)

(新設)

(新設)

7

を行う2施設間を運行する経路を明示した地図及び種別が判別可能な資料を添付させるものとする。

(回送運行許可番号標の後面表示省略を行う際の代替措置)

第15条 規則第26条の5に基づく運輸監理部長又は運輸支局長が認める場合とは以下のとおりとする。

(1) 回送経路が公道横断のみの場合

- ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車(法第4条の登録を受けた自動車)が随走し、足車後面に、前方に後面の回送運行許可番号標がない自動車が走行している旨等、周辺に走行環境を知らせる表示をする
- ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する(横断時、公道の一般車両を一時止める等)

(2) 回送経路が公道横断以外(公道を走行する)の場合

- ・回送自動車の後面に「回送運行を行う者を特定するための表示」を取り付ける

(回送運行を行う者を特定するための表示)

第16条 前条(2)の「回送運行を行う者を特定するための表示」は、許可を受けた者の氏名又は名称を縦10cm横20cm内に表示をさせる。表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う者の任意とするが、回送自動車の後方から表示内容の識別が可能となるように表示すること。

(回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる際の廃止届出)

第17条 回送運行許可番号標の後面表示省略をやめる場合は、回送運行許可番号標の後面表示を省略して回送自動車の運行を行っている起終点となる2施設それぞれの名称、住所及び種別を記載した後面表示省略廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等へ提出するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

附 則(平成28年5月31日国自情第36号)

- 1 本通達は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条(3)のトのうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る

附 則(平成28年5月31日国自情第36号)

- 1 本通達は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 分解整備を業とする者であって施行日から平成29年11月30日までに許可を受けようとするものについては、第3条(3)のトのうち車検のために自ら分解整備した自動車の台数に係る

8

規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。

3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則(平成29年10月31日国自情第148号)

1 本通達は、平成29年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)の追加を受けようとする場合については、第3条(3)①(イ)、(へ)及び(チ)の書面を省略することが出来る。

附 則(令和4年3月31日国自情第341号)

1 本通達は、令和4年3月31日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 本通達の施行日前にした分解整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加は、本通達の規定に基づいてした特定整備を業とする者の許可又は第4条の2の規定による回送の目的の追加とみなす。その許可又は回送の目的の追加の申請についても、同様とする。

3 国土交通省関係総合特別区域法第53条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令(平成26年内閣府・国土交通省令第6号)に規定する回送運行効率化事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けており、現に効力を有するときは、令和5年3月31日までは、当該計画の計画区域内において当該計画に定める代替措置を講じることで、後面の回送運行許可番号標を省略することができる。

規定は適用しない。許可を受けた者が施行日から平成29年11月30日までに第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加しようとする場合も、同様とする。

3 地方運輸局長は、第3条の2の規定に基づき、前項の規定による許可又は目的の期限を平成29年11月30日とする条件を付すこととする。

附 則(平成29年10月31日国自情第148号)

1 本通達は、平成29年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

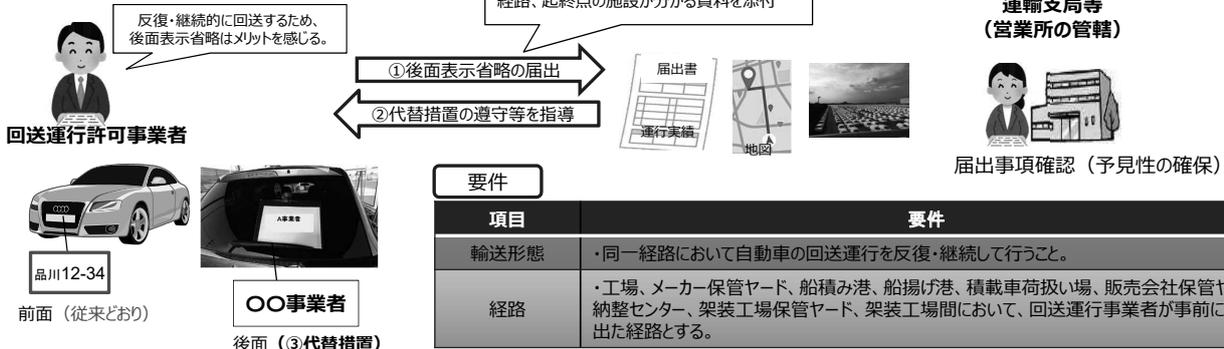
2 分解整備を業とする者であって、平成28年6月1日から施行日までの間に許可を受けた者又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)を追加した者が平成29年11月30日までの間に引き続き許可又は第4条の2の規定による回送の目的(第4条(4)に規定する目的に限る。)の追加を受けようとする場合については、第3条(3)①(イ)、(へ)及び(チ)の書面を省略することが出来る。

回送運行許可番号標の後面表示省略手続きについて①

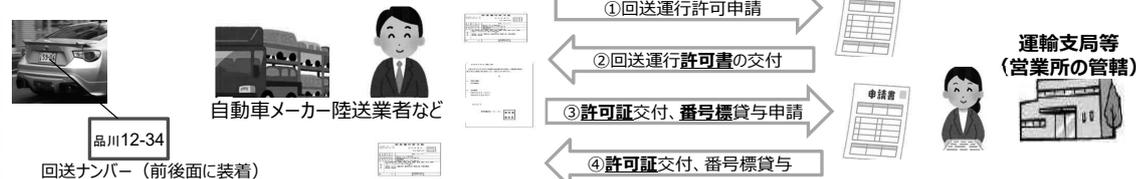
○回送運行自動車については、登録自動車と同様、**当該運行が回送運行の許可を受けて行われていることが容易に判別できるよう自動車の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示しなければならない。**(法36条及び施行規則第26条の5)

○このため、後面に回送運行許可番号標の省略を認めるにあたっては、回送運行許可事業者において、**事前に回送経路等を運輸支局等に届出**すること、また、外形的に回送運行許可事業者による運行であることが判断できるよう**代替措置を講じる**こととする。

＜後面表示省略の手続き方法＞



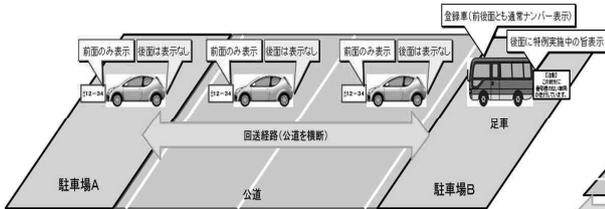
【参考(回送運行許可申請)】



<代替措置の内容>

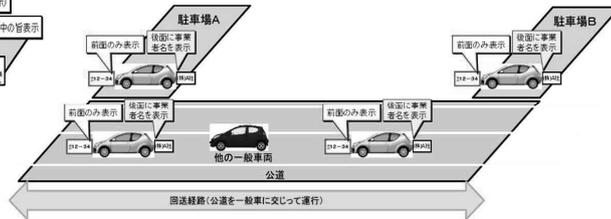
回送経路が公道横断のみの場合

- 回送自動車の**前面のみ**に回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車は**隊列を組んで**走行し、**隊列の最後尾**に運転者を運送する足車が随走する。
- 回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）。



回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- 回送自動車の**前面のみ**に回送運行許可番号標を取り付ける。
- 後面に「回送運行事業者を特定するための表示」を取り付ける。
- 各車**バラバラに運行**（隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし）。



【参考：通常の回送運行許可における運行】

- 回送自動車の**前面及び後面**に回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車の回送経路は**特定しない**。
- 各車**バラバラに運行**（隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし）。



○国土交通省令第三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条第一号及び第三十六条の二第一項第一号（これらの規定を同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

改正前

（臨時運行の許可）

第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの行政庁（運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。）第四条に規定する町村の長をいう。）が行う。

（臨時運行許可番号標の表示）

第二十四条 第八条の二の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面（第二十条の行政庁が、当該自動車の構造、運行の態様等を勘案して、前面に表示することにより自動車の安全性の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、後面）と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

（臨時運行の許可）

第二十条 法第三十四条第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の臨時運行の許可は、その運行の経路の最寄りの運輸監理部長若しくは運輸支局長又は市、特別区若しくは町村の長が行う。

（臨時運行許可番号標の表示）

第二十四条 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第八条の二の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示の位置及び方法について、第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「前面及び後面」とあるのは「前面及び後面(運輸監理部長又は運輸支局長が、回送運行の許可を受けていることを明らかにするために必要な措置を講じていると認めるときは、前面又は前面及び後面)」と、同項ただし書中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と、「前面」とあるのは「この項本文の規定により後面に表示しない場合を除き、前面」と読み替えるものとする。

第三十一条の二の二 法第四十一条第二項の条件(以下この条において単に「条件」という。)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(施行令第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。
一 三 (略)
二 五 (略)

附則

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行前に道路運送車両法第三十五条第四項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により貸与した臨時運行許可番号標でこの省令の施行の際現に効力を有するものの表示の位置及び方法については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の廃止)

第三条 国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成三十年国土交通省令第七十六号)は、廃止する。
(道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(令和三年国土交通省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
本則のうち、道路運送車両法施行規則第二十条の改正規定を削る。
本則のうち、道路運送車両法施行規則第六十三条の改正規定を次のように改める。

改正後

(自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法)
第六十三条 施行令第十二条の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによつて行うものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。

第三十一条の二の二 法第四十一条第二項の条件(以下この条において単に「条件」という。)の付与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣(道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号。以下「施行令」という。))第十五条第一項第一号の規定により地方運輸局長に国土交通大臣の権限が委任されている場合にあつては、当該地方運輸局長。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。
一 三 (略)
二 五 (略)

改正前

(自動車税種別割の納付の有無の事実を確認する方法)
第六十三条 施行令第十二条の納付の有無の事実の確認は、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に登録されている情報を電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に登録されている情報と照合することによつて行うものとする。

3. その他

(1) 地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ

事 務 連 絡

令和4年1月17日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会教育・技術部長 殿

国土交通省自動車局整備課

事業班長

地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ

国土交通省自動車局整備課は、先進技術の整備への対応や人材確保等の自動車整備業における課題に対して、各地域が主体的に実施する先進技術の整備体験会や人材確保セミナー等、地域における事業者間連携による自律的取組を支援します。

つきましては、下記のとおり公募を行い、採択された取組について支援します。

記

1. 公募期間

令和4年1月17日（月）～2月28日（月）

2. 支援対象者

- ①各都道府県自動車整備振興会（自動車整備商工組合）
- ②各都道府県自動車車体整備協同組合
- ③各都道府県自動車電装品整備商工組合
- ④各都府県タイヤ商工協同組合

3. 支援内容（概要）

- ・採択された支援対象者に対して、先進技術の整備や人材確保に資するものであって地域で連携する取組（電動車等の整備体験会、先進技術の整備体験会、人材確保セミナー、事業承継セミナー等）を開催するにあたっての実費（会場費、講師謝金、教材費等 上限額100万円/件）を支援。
- ・支援件数 40件（予定）

4. 申請方法及び問い合わせ先

公募要領、申請様式、その他支援に関するお問い合わせにつきましては、支援の申請等の事務を行う株式会社オーエムシーのホームページをご覧ください。

・株式会社オーエムシー（支援事務執行団体）

ホームページ： <https://www.omc-mice.net/jigyousyarenkei2021>

TEL：03-5362-0117 FAX：03-5362-0121

※申請書提出先。書類の記載方法など支援申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

令和4年1月17日

日本自動車整備商工組合連合会事業推進部長 殿

国土交通省自動車局整備課

事業班長

地域における事業者間連携による自律的取組に係る支援についてのお知らせ

国土交通省自動車局整備課は、先進技術の整備への対応や人材確保等の自動車整備業における課題に対して、各地域が主体的に実施する先進技術の整備体験会や人材確保セミナー等、地域における事業者間連携による自律的取組を支援します。

つきましては、下記のとおり公募を行い、採択された取組について支援します。

記

1. 公募期間

令和4年1月17日（月）～2月28日（月）

2. 支援対象者

- ①各都道府県自動車整備振興会（自動車整備商工組合）
- ②各都道府県自動車車体整備協同組合
- ③各都道府県自動車電装品整備商工組合
- ④各都府県タイヤ商工協同組合

3. 支援内容（概要）

- ・採択された支援対象者に対して、先進技術の整備や人材確保に資するものであって地域で連携する取組（電動車等の整備体験会、先進技術の整備体験会、人材確保セミナー、事業承継セミナー等）を開催するにあたっての実費（会場費、講師謝金、教材費等 上限額100万円/件）を支援。
- ・支援件数 40件（予定）

4. 申請方法及び問い合わせ先

公募要領、申請様式、その他支援に関するお問い合わせにつきましては、支援の申請等の事務を行う株式会社オーエムシーのホームページをご覧ください。

・株式会社オーエムシー（支援事務執行団体）

ホームページ：<https://www.omc-mice.net/jigyousyarenkei2021>

TEL：03-5362-0117 FAX：03-5362-0121

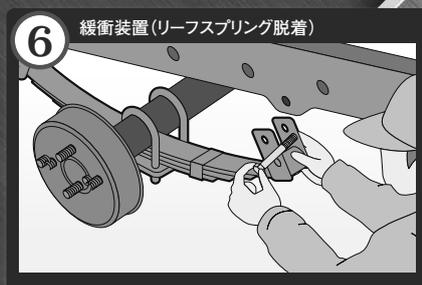
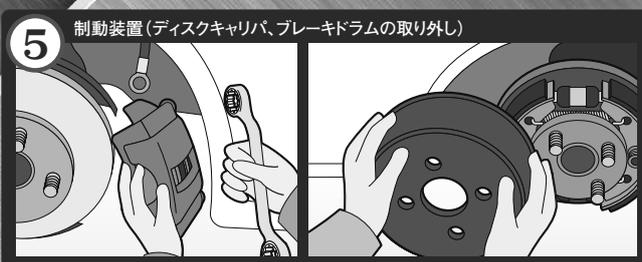
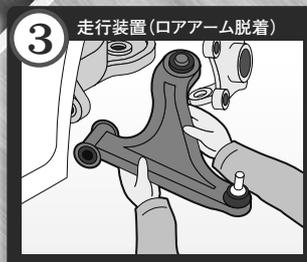
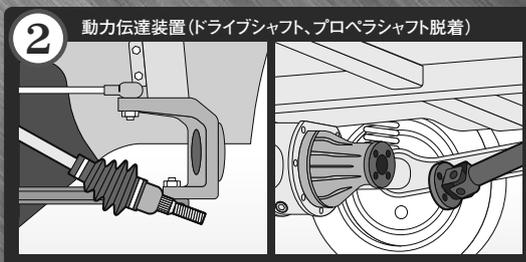
※申請書提出先。書類の記載方法など支援申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

(2) 未認証行為は、法律違反です！！

特定整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

未認証行為は、 法律違反です！！

特定整備となる主な作業例



※電子制御装置整備の対象車両については国土交通省HPよりご確認ください。



未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条（認証）

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

第九十九条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

国土交通省／（一社）日本自動車整備振興会連合会

(3) 「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検に関するよくある質問（OBD点検に関するQ&A）について

「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検（OBD点検）
に関するよくある質問

目次

<全般>

- 問1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD点検」という）とは何ですか。
- 問2 車載式故障診断装置（OBD）とはどのような装置をいいますか。

<導入時期・対象自動車>

- 問3 OBD点検は、いつから導入されますか。
- 問4 どのような自動車が、OBD点検の対象になりますか。

<点検の時期>

- 問5 対象自動車のOBD点検の実施時期はいつですか。
- 問6 OBD点検は車種や用途を問わず、なぜ12月毎とするのでしょうか。

<点検の対象装置>

- 問7 どの装置に関するOBDの診断の結果が、点検の対象になりますか。

<点検の実施方法>

- 問8 どのようにOBD点検を行うのでしょうか。
- 問9 スキャンツールを用いたOBD点検の結果、どのような故障コード（DTC）が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。
- 問10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。
- 問11 OBD点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車はOBD点検を行わなくてもよいのでしょうか。

<点検整備記録簿>

- 問12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿をOBD点検導入後も引き続き使用することはできますか。
- 問13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこにOBD点検の項目を記入すればよいですか。
- 問14 OBD点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。
- 問15 OBD点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいのでしょうか。
- 問16 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

<指定整備事業者>

問17 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

<その他>

問18 OBD点検とOBD検査の違いを教えてください。

<全般>

問1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD点検」という）とは何ですか。

（答）

- 近年、自動車の各構造装置で電子的に制御されるものが増えていますが、これらの装置が確実に機能するためには、日頃から適切な点検整備を行う必要があります。
- そのため、これまで各構造装置の摩耗や劣化、損傷といった、外観を点検する項目が主だった定期点検項目に、「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）等に係る電子制御装置」の機能の確認を追加しました。具体的には、OBD に記録されている、上記電子制御装置に故障がないか等の診断結果を、スキャンツールや識別表示を用いて点検し、必要な整備を行っていただくこととなります。

問2 「車載式故障診断装置（OBD）」とはどのような装置をいいますか。

（答）

- 「車載式故障診断装置（OBD）」とは、「車両に搭載される装置であって、故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置内の記録装置に記録された情報によって故障発生時の装置の作動状態を特定する機能を有するもの」をいいます。
- また「警報装置」とは、「車両に搭載される装置であって、当該車両の運転者その他の乗員に対し、「車載式故障診断装置（OBD）」が異常を検知したことを知らせるもの」をいいます。このうち、運転者席において目視により容易に確認できるようなものを「識別表示（警告灯）」といいます。

<導入時期・対象自動車>

問3 OBD点検は、いつから導入されますか。

（答）

- 令和3年10月1日より導入されました。

問4 どのような自動車が、OBD点検の対象になりますか。

（答）

- 自動車の年式等に関わらず、車載式故障診断装置が搭載されている自動車は、すべてOBD点検の対象となります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

<点検の時期>

問5 対象自動車のOBD点検の実施時期はいつですか。

（答）

- 乗用車、貨物車、特種車や自家用、事業用の区別に関係なく、12月毎にOBD点検を行ってください。

問6 OBD点検は車種や用途を問わず、なぜ12月毎とするのでしょうか。

(答)

- OBD点検は、車載式故障診断装置の「機能の確認」に相当するところ、従来の点検基準において「機能の確認」に当たる点検の期間は12月からとなっていることを踏まえ、12月毎としています。
- また、自動車の各構造装置に搭載されている電子制御装置は経年劣化するところ、車種や用途の区別による差は大きくないと考えられることから、OBD点検の間隔に差を設けていません。

<点検の対象装置>

問7 どの装置に関するOBDの診断の結果が、点検の対象になりますか。

(答)

- 対象装置は「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシテム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）、並びに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置」であり、それらに係るOBDの診断の結果が、点検の対象となります。
- このとき、「保安基準不適合」+「保安基準不適合のおそれ」として警報されていない故障コードについては法定点検の対象外となりますが、何らかの不具合が生じている可能性があるため、その結果を踏まえた適切な整備が推奨されます。

<点検の実施方法>

問8 どのようにOBD点検を行うのでしょうか。

(答)

- OBD点検には、スキャンツールを用いて点検する方法と、診断の対象となる識別表示を用いて点検する方法があります。

<スキャンツールを用いた点検方法>

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ることにより点検します。

<識別表示を用いた点検方法>

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けないかを目視により点検します。

ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。

問9 スキャンツールを用いたOBD点検の結果、どのような故障コード(DTC)が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。

(答)

- スキャンツールを用いたOBD点検により検出された故障コード(DTC)のうち、

整備が必要となる故障コード(DTC)は、整備要領書等を参考に判断してください。

問10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。

(答)

- 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタ(OBDポート)の位置が分からない場合は、自動車メーカー等が作成した整備要領書等によって確認することができます。
- なお、スキャンツール接続コネクタ(OBDポート)が装着されていない場合は、識別表示を用いた点検方法による代替も可能です。

問11 OBD点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車はOBD点検を行わなくてもよいのでしょうか。

(答)

- 車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は、OBD点検を行う必要はありません。

<点検整備記録簿>

問12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿をOBD点検導入後も引き続き使用することはできますか。

(答)

- 引き続き使用することは可能です。

問13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこにOBD点検の項目を記入すればよいですか。

(答)

- 点検整備記録簿の「その他の点検・整備項目」欄に、「車載式故障診断装置の診断の結果」を記入したうえで、点検結果を記録してください。なお、「OBDの診断の結果」と省略して記入することも可能です。

問14 OBD点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。

(答)

- 従来の点検項目と同様、「車載式故障診断装置の診断の結果」(OBDの診断の結果)の点検項目欄に、を記入してください。

問15 OBD点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいのでしょうか。

(答)

- OBD点検の対象外である識別表示については、点検整備記録簿に記入する必要はありません。
- ただしOBD点検の対象外である装置について、整備の可否を判断し、整備を行

った場合はその概要を記入してください。

問16 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

(答)

- ユーザーへの整備内容の正確な情報の伝達や、次回以降の点検整備を適切に実施し保守管理に役立てる観点から、保安基準対象外の電子制御装置の整備をした際に、法令上の義務ではありませんが、その内容を特定整備記録簿へ記載することが望ましいです。

<指定整備事業者>

問17 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

(答)

- 令和3年10月1日以降、電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、電子制御装置整備の対象となる自動車のOBD点検を行い、保安基準適合証等の交付をすることはできません。
- ただし、特定整備制度の施行日（令和2年4月1日）までに、以下の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を全て行っていた場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）まで、保安基準適合証等を交付することができます。
 - ・ スキャンツールをつないでのエーミング作業など
 - ・ カメラ等のセンサーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ ECUの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ グリル、パンパーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ 窓ガラスの取り外し、取り付け位置・角度の変更※自動運行装置に係る経過措置はありません。

<その他>

問18 OBD点検とOBD検査の違いを教えてください。

(答)

- OBD点検とは、自動車の故障やトラブル防止、性能の維持を図るために行う定期点検の項目として、令和3年10月1日より追加された、「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検のことを指します。対象車両は、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外の自動車となります。
- 一方OBD検査とは、令和6年10月1日（輸入車の場合は令和7年10月1日）よりこれまでの車検時の検査項目に追加される、検査用スキャンツールをOBDポートに接続して故障コード（DTC）を読み取り、保安基準に適合しないものとして自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード（特定DTCという）と照合することにより、合否を判定する検査項目を指します。対象車両は、大型特

殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車を除く自動車のうち、令和3年10月1日以降の新型車（輸入車の場合は令和4年10月1日）となります。

(4) 技術情報管理に係る手数料改正（自動車機構に納付する400円）に関するQ&Aについて

技術情報管理に係る手数料改正に関するQ&A

問1 OBD検査の目的は何か。

(答)

- 近年急速に進化・普及している自動ブレーキ等の自動運転技術について、電子的に制御が行われていますが、これらの装置が故障した場合には誤作動による事故等につながるおそれがあります。
- 従来の外観や測定器を使用した機能の確認を行う現行の検査（車検）は電子制御装置の機能確認に対応していないことから、OBD検査によってこれらの故障を確認できるようにし、事故を未然に防止することでクルマ社会の安全性を向上させることを目的としています。

問2 技術情報管理手数料（以下「手数料」という。）はいつからどの車を対象に、どの程度値上げされるのか。

(答)

- 検査対象自動車（軽自動車を含み、二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査における、指定整備の窓口・OSS申請、機構への持込検査、軽自動車の持込検査すべての申請において、令和3年の10月1日から400円（現行0円のものを含む。）値上げされます。

問3 OBD検査は令和6年（2024年）からの開始なのに、なぜ令和3年10月から手数料を徴収するのか。

(答)

- 手数料については、OBD検査に関する審査用技術情報管理事務に関する実費を徴収することとされており、OBD検査に係る基準の適用（新型車）が開始される令和3年10月から機構においてこれらの事務が発生することとなります。
- OBD検査の導入にあたっては、自動車メーカーから提出される技術情報を管理する等、検査による判定の開始前より準備が必要であり、これに伴う費用を踏まえた手数料を徴収することとなっています。

問4 「一律」とは、OBD検査の対象車両でない場合もあてはまるのか。対象車両でなければメリットもなく、不公平でないか。

(答)

- 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、現行の検査手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくとも負担をいただくこととしております。(また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。)
- なお、自動ブレーキなどの電子制御装置の機能の確認を新たに行うにあたり、OBD検査によって、審査にかかる時間を大幅に増加させることなく対応が可能となり、この結果として、OBD検査の対象でない車両を含む審査業務全体の迅速化によるメリットもあります。

問5 なぜ大型特殊自動車と二輪車(二輪の小型自動車)は除かれているのか。

(答)

- 大型特殊自動車と二輪車については、現状において車載式故障診断装置の搭載が進んでいないことから、OBD検査の対象とはなっていないところです。
- このため、これらの車両については、審査用技術情報管理事務に係る実費が全く発生しないことから、現時点においては手数料を徴収しないこととなっています。

問6 審査用技術情報管理事務とは、具体には何をするのか。

(答)

- OBD検査に必要なものとして自動車メーカーから機構に提出される技術情報(故障コード(DTC)や車両との通信に係る規格等)を一元的に管理するとともに、全国の検査場や指定工場(民間車検場)等においてOBD検査が実施(判定)できるようにするためのサーバーの構築・運用や、検査用アプリケーションの開発・配信などを行います。

問7 新たに手数料が加わるのは、持ち込み検査だけか（＝指定工場で検査を受ける場合は費用がかからないのか。）。

（答）

- 機構に持ち込みを行う場合のみならず、指定工場で検査を受ける場合（＝指定工場において保安基準適合証を交付する場合）も対象となります。

- これは、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年5月24日法律第14号）において定められているとおり、機構の検査現場において必要となる費用ではなく、指定工場が利用するアプリの開発費用やサーバーの管理費用等、電子的な検査を行うために必要な技術情報の管理のために必要な費用であるためです。

問8 手数料の納付方法は、どのようになるのか。

（答）

- 登録車の場合、
 - ① OSS申請については、現行の検査登録手数料と同様にオンライン決済により
 - ② 窓口申請については、自動車審査証紙によりそれぞれ納付できるよう、必要な準備を進めているところです。
自動車審査証紙については、既存の券種に加え、新たに400円、1700円及び1800円の証紙を新たに発行することとしており、最速で8月下旬頃に証紙売捌人へ発送・販売開始できることを見込んでいます。

- 軽自動車の場合、ユーザー等の利便性を確保する観点から、軽自動車検査協会を通じて納付することとしており、具体的には、現行の検査手数料と同様に
 - ① OSS申請については、オンライン決済により
 - ② 窓口申請については、現金によりそれぞれ納付できるよう、必要な準備を進めているところです。

問9 令和3年9月30日以前に交付された有効な予備検査証により、令和3年10月1日以降に新規登録を行う際は、電子的な検査を行うために必要な技術情報の管理のために必要な400円は徴収されるのか。

(答)

- 徴収されません。10月1日以降の新規検査、継続検査、構造等変更検査及び予備検査が徴収の対象となります。
- ただし、10月1日以降であっても予備検査証による新規登録は徴収対象となりません。

問10 本年10月以降に行われるプレテストはどのようなものを行う予定であるか？

(答)

- プレテストは、
 - ①OBD検査の実施方法に関し、検査実施者（指定整備事業場における検査員を含む。）の習熟を図ること
 - ②OBD検査システムに関し、整備事業者向けの点検整備に係る追加機能の必要性を確認することを目的として、手数料の徴収開始にあわせ、令和3年10月から令和4年3月まで実施することを予定しているものです。
- 具体的には、検査官及び整備事業者に対し、試作版システムを活用したOBD検査のデモンストレーション・体験会等の機会を提供することを予定しています。
- 検査官に対しては機構の全国の検査場（93ヶ所）において、整備事業者に対しては各地方の自動車整備振興会（53ヶ所）ごとに代表する整備事業場等において、それぞれ実施することを想定しています。
- なお、プレテストは検査コース外の空きスペース等で行うものであり、プレテストへの参加・不参加にかかわらず、車検に落ちることはありません。

問11 OSSを使用する際の手数料の納付判定基準日は？

(答)

- OSSの申請のインターフェイス受付日が令和3年10月1日以降のものを手数料納付の対象とします（制度の運用開始にあたり、9月30日の申請であっても、登録車は21:00頃、軽自動車は19:00頃以降に申請されると受付日が10月1日となり、手数料納付の対象となります。）。

(5) 4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年3月18日
自動車局自動車情報課

4月18日から新たな全国版図柄入りナンバープレートを交付します！ ～事前申込の受付は3月22日から開始します！～

新たな全国版図柄入りナンバープレートについて、4月18日（月）から交付を開始することとし、また、3月22日（火）より事前申込の受付を開始することとしましたので、お知らせいたします。

本ナンバープレートは、ラグビーワールドカップ日本大会、東京2020大会特別仕様ナンバープレートに続く、新たな全国版ナンバープレートとして、約5年間の期間限定で交付する予定です。

交付期間内であれば、車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時など、いつでも新たな全国版図柄入りナンバープレートへ変更することが出来ます。

1. 新たな全国版図柄入りナンバープレートのデザイン

本ナンバープレートは、「日本を元気に」というコンセプトで全国47都道府県の県花がデザインされています。



<自家用登録車>



<事業用登録車>



<自家用軽自動車>

2. 申込み方法

ご自身でウェブサイト (<http://www.graphic-number.jp>) からお申込みいただくか、交付窓口もしくは、お近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

3. 料金について

新たな全国版図柄入りナンバープレートの交付料金は地域により異なります。詳しくは、国土交通省の特設ページをご確認ください。(例：東京地区 8,000円 (2枚一組)) (https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_zenkokur4/)

4. 交付期間

令和4年4月18日～令和9年4月30日

5. 寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金(1,000円以上)は、自動車事故の防止等に資する取組に活用されます。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版のナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】自動車局 自動車情報課 佐藤・柿崎・清水

電話：03-5253-8111 (内線:41145、42103) 直通：03-5253-8588 FAX：03-5253-1639

(6) 特定整備認証の計画的な申請について

特定整備認証の計画的な申請について（お願い） ～経過措置期間が満了するまであと2年となりました～

自動車の特定整備^{※1}をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、2年弱が経過いたしました。特定認証の経過措置期間の皆様が、今後、電子制御装置整備をしていくためには、令和6年4月までに特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、十分な余裕を持った期間に申請をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

2年後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！

機会損失



対象車両

将来的な機会損失も懸念

経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、対象装置^{※2}を整備できません。
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

特定整備事業の認証までのイメージ

必要 期間	整備工場	運輸支局
 工場が 事前に 準備	① 特定整備事業の認証を希望  ② 整備主任者資格取得講習の受講及び修了  運輸支局の資格取得講習時期にあわせ受講が必要 ③ 整備工場において設備・要員など事前準備 ④ 整備工場による申請書類の作成	② 整備主任者資格取得講習 (日程を定めて開催)
1ヶ月以 上の期間 を要する 場合あり 	⑤ 申請書の提出  ⑦ 指示に応じ対応  対応の期間は保留扱い	⑤ 申請書の受理 ⑥ 申請内容の審査 ⑦ 必要に応じ是正を指示
	⑨ 特定整備事業の開始 	⑧ 特定整備事業の認証

(ご注意)

- 整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。
 (実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。)
- 申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相應の期間を要する場合があります。
- 運輸支局での審査においては、これまでも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします

(7) 重要なお知らせ！！タカタ製エアバッグリコールが未実施のお客様へ

重要なお知らせ！！

タカタ製エアバッグリコールが 未実施のお客様へ

令和4年5月より 車検が通らない対象車の適用が拡大されます！

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月～	令和2年5月～		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ, レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ, ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー, SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレイル, フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット, アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8, アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー, アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ピアノ	1車種	



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



SUBARU



CHEVROLET



DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



NISSAN

BMW



HONDA



MAZDA

MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介



国産自動車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対応になっているか確認できるツールです。

※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー(五十音順)	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/input
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】 0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
	【ランドローバー】 0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU	0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】 0800-700-7700	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
	【LEXUS】 0800-500-5577	https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】 0120-509-300	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
	【アウディ】 0120-598-119	https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/mysevice/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル

タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html